

平成30年度

意匠制度の改正に関する説明会

この資料の構成

1. 意匠制度の概要・近況
2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長
(法改正：平成30年6月9日施行)
3. 一物品の考え方、組物の構成物品等の運用変更
(基準改訂)
4. 図面及び部分意匠の考え方に関する運用変更 (案)
(現在検討中)
5. 優先権書類の電子的交換
(法改正：公布の日(平成30年5月30日)から2年を超えない期間に施行予定(現在未定))
6. 参考情報

1. 意匠制度の概要・近況

2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長

(法改正：平成30年6月9日施行)

3. 一物品の考え方、組物の構成物品等の運用変更

(基準改訂)

4. 図面及び部分意匠の考え方に関する運用変更 (案)

(現在検討中)

5. 優先権書類の電子的交換

(法改正：公布の日(平成30年5月30日)から2年を超えない期間に施行予定(現在未定))

6. 参考情報

1. 意匠制度の概要 – (1) 知的財産権の種類

創作意欲を促進

知的創造物についての権利等

特許権 (特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年
(一部25年に延長)

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権 (意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、
プログラム等の精神的作品を保護
- 死後70年 (法人は公表後70年)

回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置 に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の
利用を保護
- 登録から10年

育成者権 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年 (樹木30年)

(技術上、営業上の情報)

営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの
盗用など不正競争行為を規制

信用の維持

営業上の標識についての権利等

商標権 (商標法)

- 商品・サービスに使用する
マークを保護
- 登録から10年 (更新あり)

商号 (商法)

- 商号を保護

商品等表示 (不正競争防止法)

- 周知・著名な商標等の不正
使用を規制

地理的表示 (GI) (特定農林水産物の名称の 保護に関する法律)

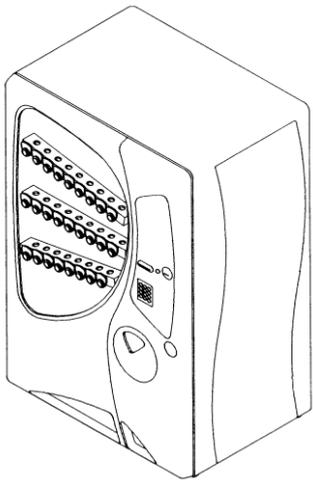
- 品質、社会的評価その他の
確立した特性が産地と結び
ついている商品の名称を保護

産業財産権 = 特許庁所管

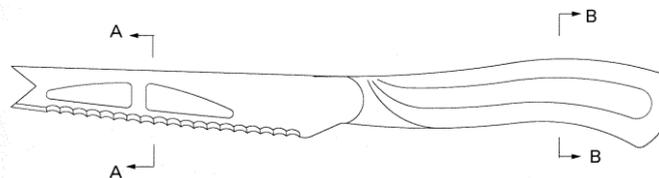
1. 意匠制度の概要 – (2) 意匠制度の目的

意匠制度は、「**意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること**」を目的としている

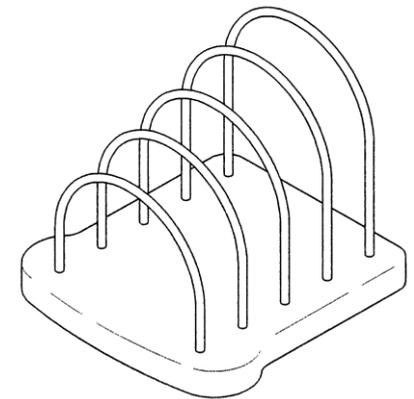
1. 作りやすさ、使いやすさなど市場ニーズに応じて生まれる**工業意匠（デザイン）の創作を知的財産として保護**
2. 意匠の創作の奨励とは、物品の価値を意匠（デザイン）によって向上し、商品を流通させてよりよい生活をもたらし、さらに**社会に役立つ商品へとデザイン開発を促すこと**を意味する
3. 創造性に優れた意匠（デザイン）は、**製品コンセプト、技術、品質、サービス等の内容をわかりやすく視覚的に訴えるため、ブランド確立の重要な要素**であり、意匠制度はブランドの確立やデザインの戦略的活用を促している



意匠登録第1116969号 商品自動販売機
意匠分類 J5-12B
意匠権者 三洋電機株式会社

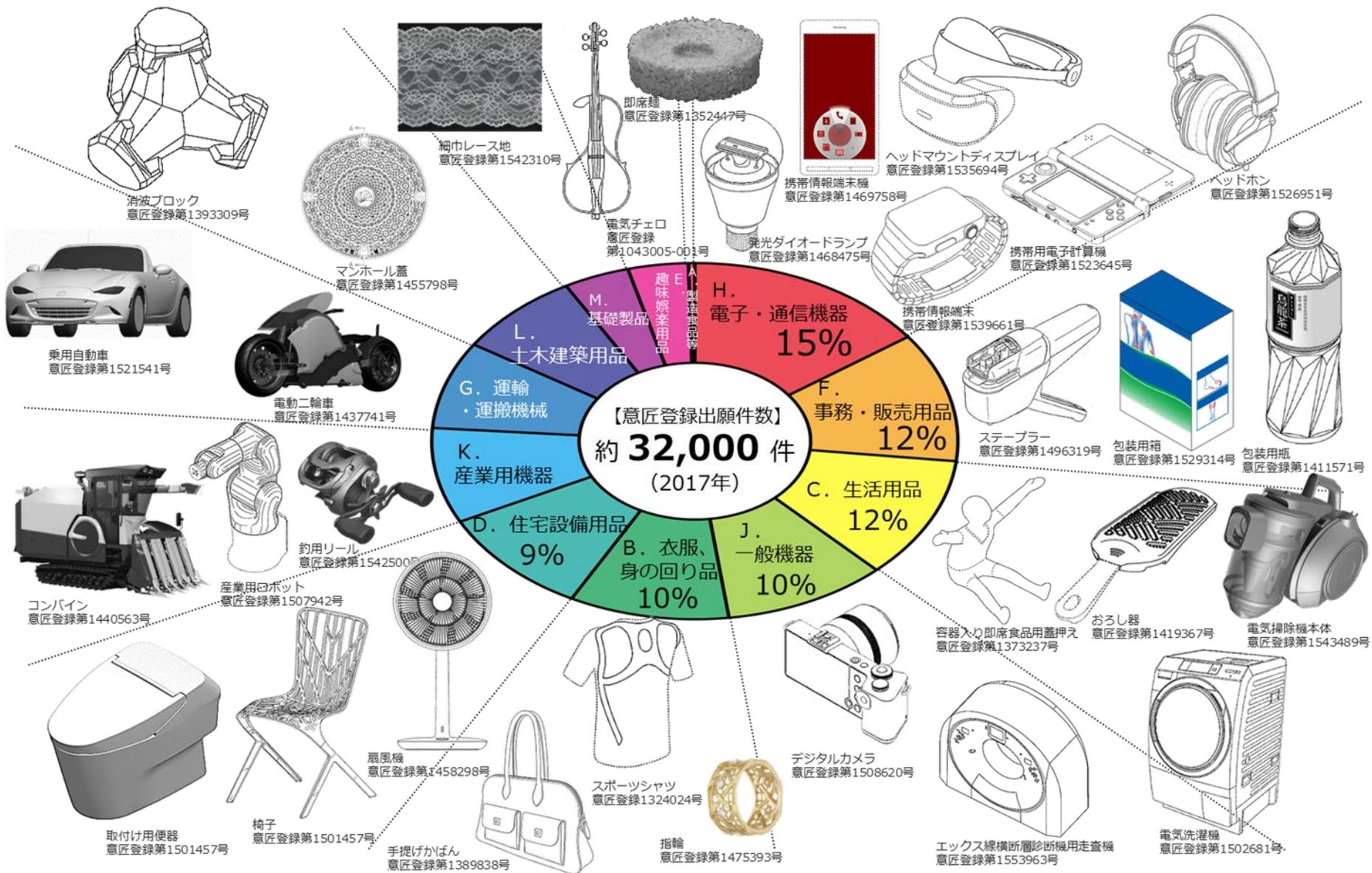


意匠登録第1106730号 チーズナイフ
意匠分類 C6-3110
意匠権者 川嶋工業株式会社

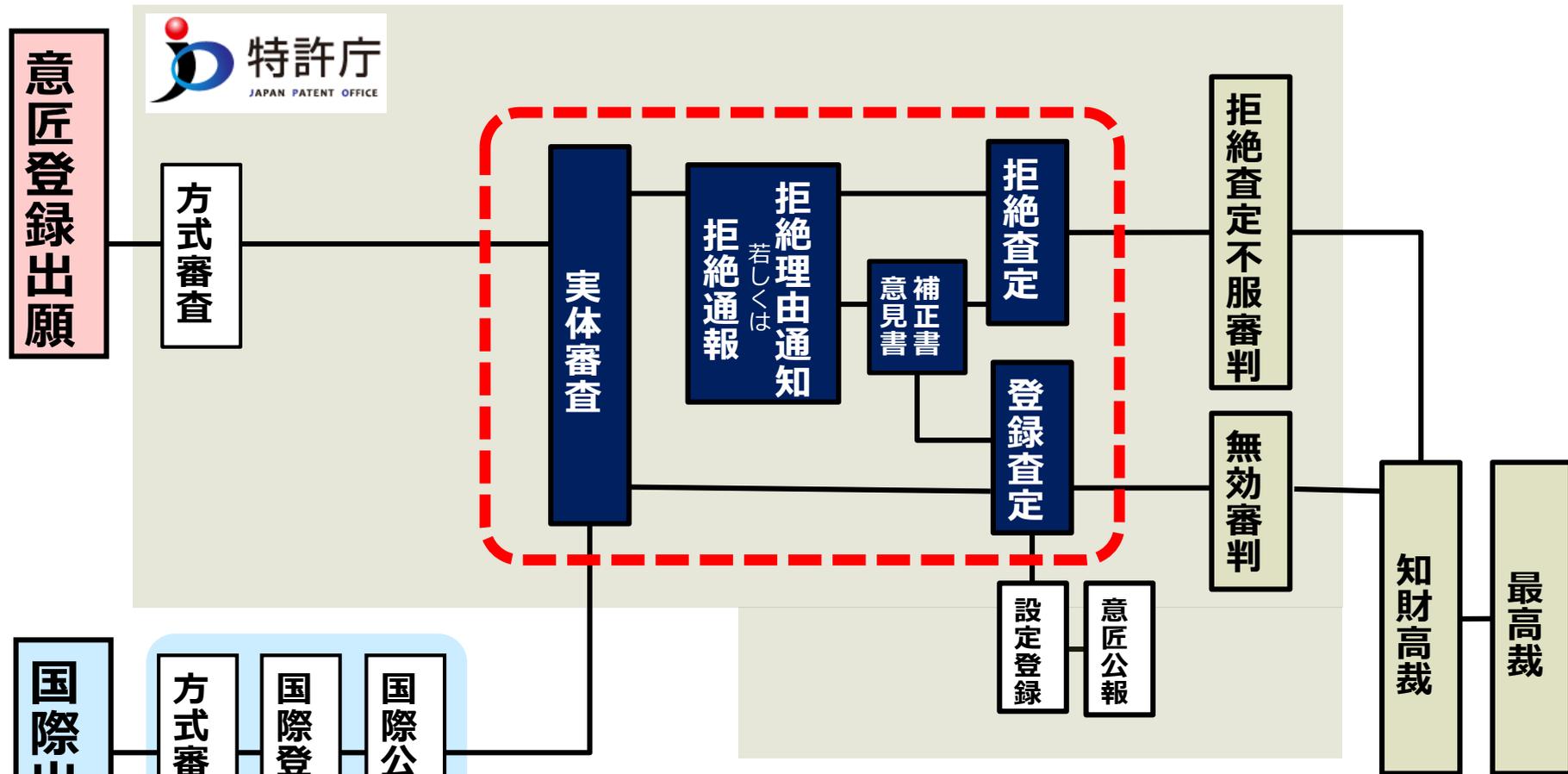


意匠登録第1107956号 パン立て
意匠分類 C5-242
意匠権者 株式会社貝印刃物開発センター

1. 意匠制度の概要 – (3) 意匠権で保護されるデザイン



1. 意匠制度の概要 – (4) 手続の主な流れ



※ **破線**で囲われた部分が意匠審査基準が適用される主な範囲

(参考) 意匠出願、権利維持にかかる費用

出願料 : 16,000円

登録料 : 1~3年目

1年ごとに 8,500円

4~20年目

1年ごとに 16,900円

1. 意匠制度の概要 – (5) 主な登録要件

- 意匠法による保護を受けるためには、意匠法上の「意匠」であるだけでなく、法律に定められた所定の要件を満たしていることが必要。

- ◎ **工業上利用可能性**（工業的に量産できること）
- ◎ **新規性**（公知の意匠と同一／類似の意匠でないこと）
世界で最も新しい意匠かどうか → 「類否判断」
- ◎ **創作非容易性**（容易に創作できた意匠でないこと）
＜例＞ 構成要素を置き換えた意匠、複数の意匠を寄せ集めた意匠等
- ◎ **不登録事由**（公序良俗、必然的形状等）
- ◎ **先願主義**（同一／類似の意匠について最先の出願であること）
- ◎ **一意匠一出願**（一意匠一出願の手続が遵守されていること）

1. 意匠制度の概要 – (6) 効力範囲

◆ 意匠権者は登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

(意匠権の効力)

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

◆ 登録意匠の範囲等

(登録意匠の範囲等)

第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

1. 意匠制度の概要 – (7) 意匠権侵害の紛争例

- 警告状を送付するなどして直接相手と交渉しても解決しない場合や、相手が交渉や仲裁手続を拒否するような場合、裁判所に訴えを提起（意匠権侵害訴訟）することも可能。
- 損害賠償額が数億円に上った事例も存在。

「自動二輪車事件」

(昭和48年、東京地裁)



原告（意匠権者）の登録意匠
(意匠登録第146113号)

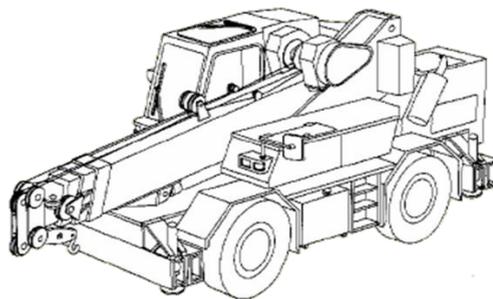


被告製品のデザイン

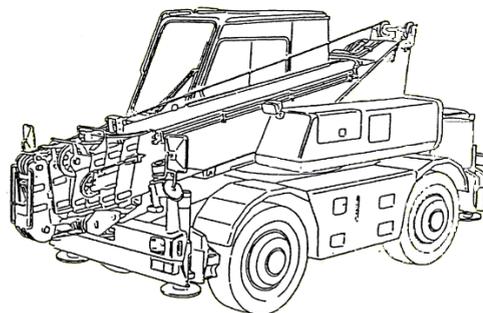
→損害賠償額 約7億6千万円を認定。
※当時の大卒初任給は3万円程度

「自走式クレーン事件」

(平成12年、最高裁)



原告（意匠権者）の登録意匠
(意匠登録第766928号)



被告製品のデザイン

→損害賠償額 約4億5千万円を認定。

「体組成測定器事件」

(平成27年、東京地裁)



原告（意匠権者）の登録意匠
(意匠登録第1425945号)



被告製品のデザイン

→損害賠償額 約1億3千万円を認定。

1. 意匠制度の概要 – (8) 税関における活用例

- 意匠権をもとに税関に対して輸入差止めを申し立てることが可能。
- 年間数千点～数万点の意匠権侵害品が日本の税関で差し止められている。

輸入差止事例 (株式会社MTG)



※税関ウェブサイトから引用

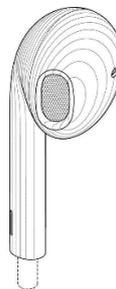


- ・ 粗悪な模倣品が多数流通。
- ・ 税関に差止申立を行い、これまでに約2000台以上が日本各地の税関において廃棄。正規品の単価から考えて数千万円以上、抑止作用も含めるとそれ以上の効果を上げた。

※写真は別途記載があるものを除き (株) MTGウェブサイトから引用

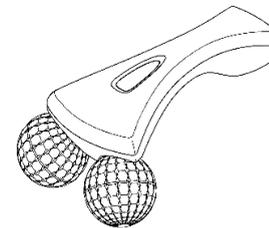
輸入差止事例 (その他)

【意匠権】
(意匠課調べ)

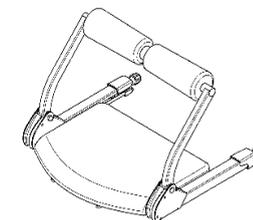


イヤホン
意匠登録第1477257号

【差止品】



美容用ローラー
意匠登録第1443232号



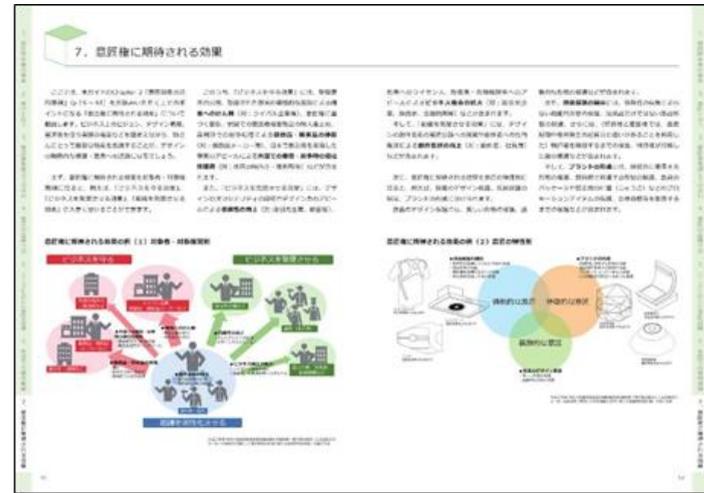
身体鍛錬器具
意匠登録第1500344号



※「平成29年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)」(平成30年3月2日財務省)より作成

1. 意匠制度の概要 – (9) 「意匠制度活用ガイド」

- 意匠制度の概要と活用事例を紹介する「意匠制度活用ガイド」を発行。
- 意匠権に期待される効果に着目し、大企業・中小企業・デザイナー・大学・研究機関等、様々な立場の意匠制度ユーザーの事例を紹介。



1. 意匠制度の近況－（1）出願件数

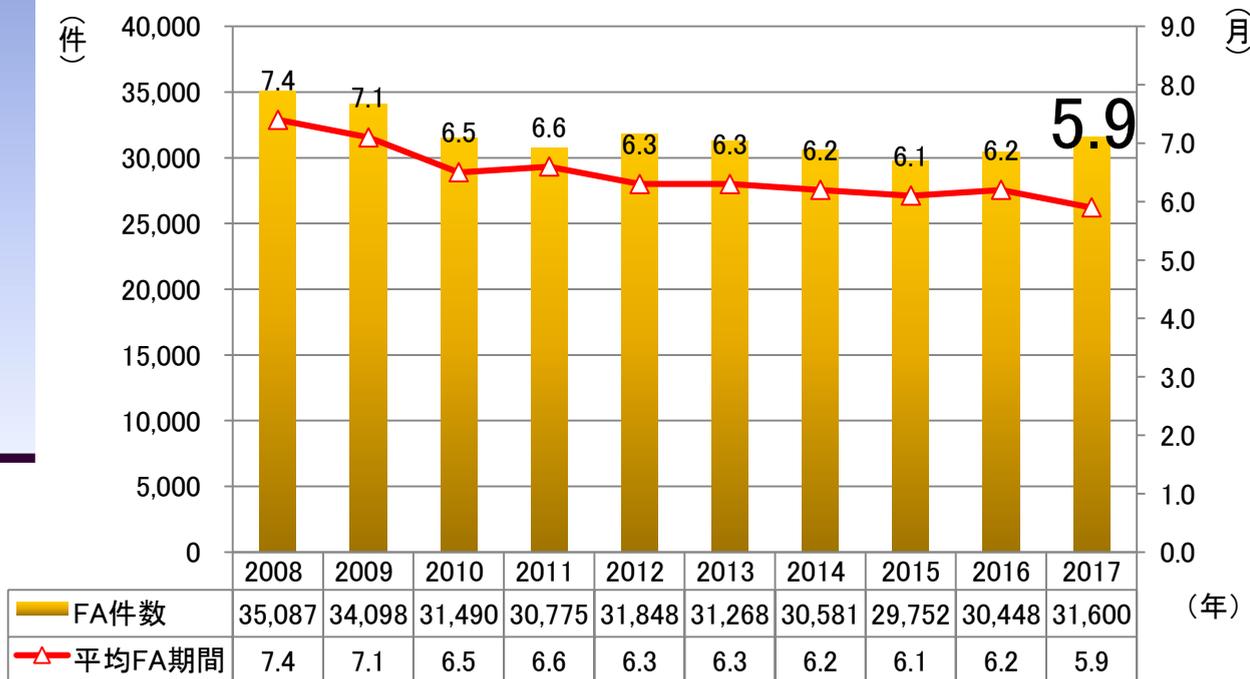
- 2009年以降は多少の増減を繰り返しながら**30,000件前後で推移**。
- 2017年は前年比3.5%増の31,961件。このうち2,216件（約6.9%）がハーグ出願（国際意匠登録出願）。



（備考）ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント
（出典）特許行政年次報告書2018年版

1. 意匠制度の近況 – (2) 意匠審査 (FA件数及び平均FA期間)

- FA(First Action)件数は出願件数にほぼ連動しており、出願された分を審査。
- トレンドが共通しやすい同一分野の出願を一定期間分まとめて審査。
- バッチでの審査を年間2サイクル行っており、平均FA期間は6~7月で推移。



実施庁目標 (2018年度)

(1) 平均 F A 期間

→ 5~7カ月とする

(2) 権利化までの平均期間

→ 6~8カ月とする。

主要国の平均 F A 期間

米国 13.3カ月 (2017年)

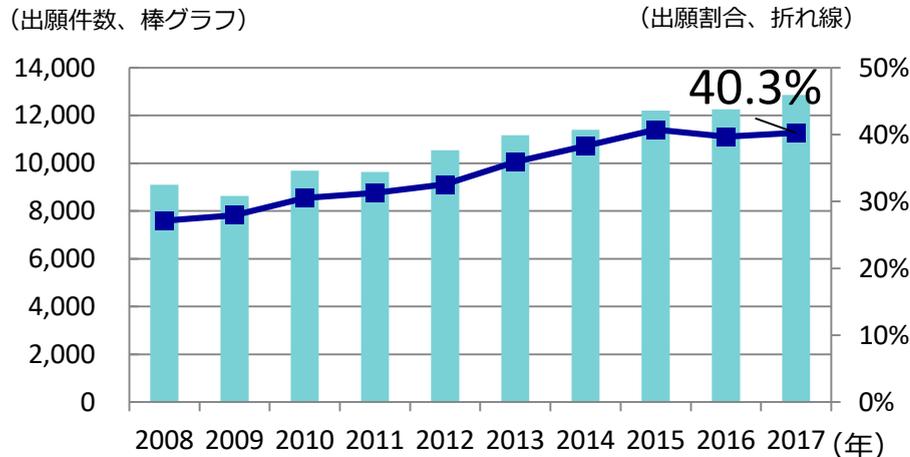
韓国 4.92カ月 (2017年)

(※一部無審査分野を含む)

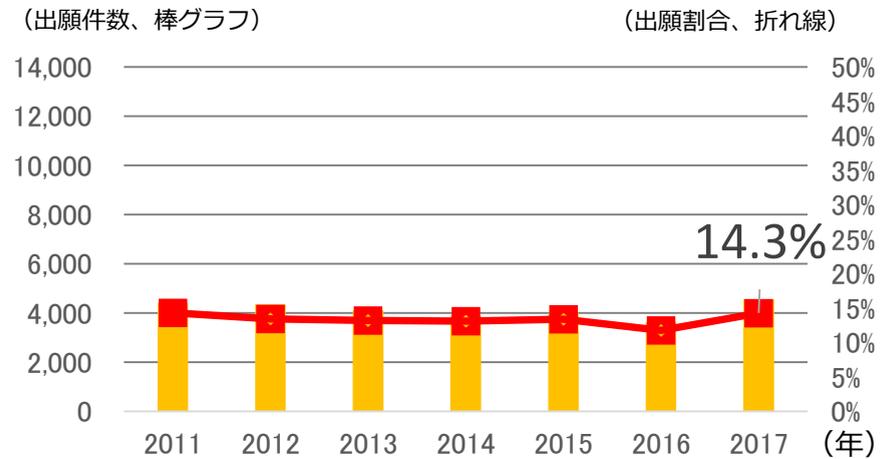
1. 意匠制度の近況 – (3) 部分意匠、関連意匠

- 部分意匠制度の利用は増加傾向にあったが、ここ数年は全出願件数に占める部分意匠出願の比率は約4割で推移している。
- 関連意匠制度の利用は2016年に11.8%に低下したが、2017年は2011~2015年と同程度まで増加した。

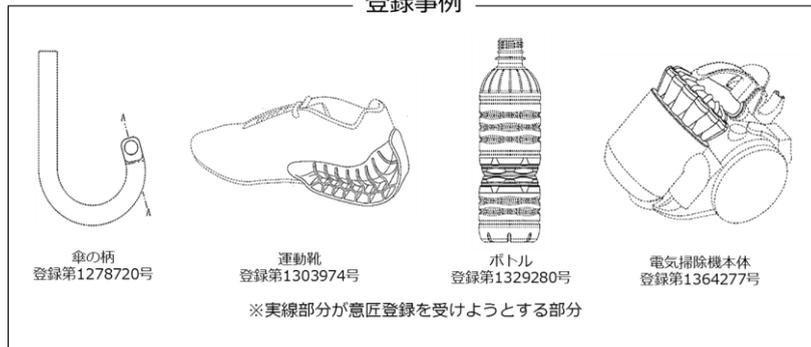
部分意匠出願件数及び出願件数割合の推移



関連意匠出願件数及び出願件数割合の推移



登録事例

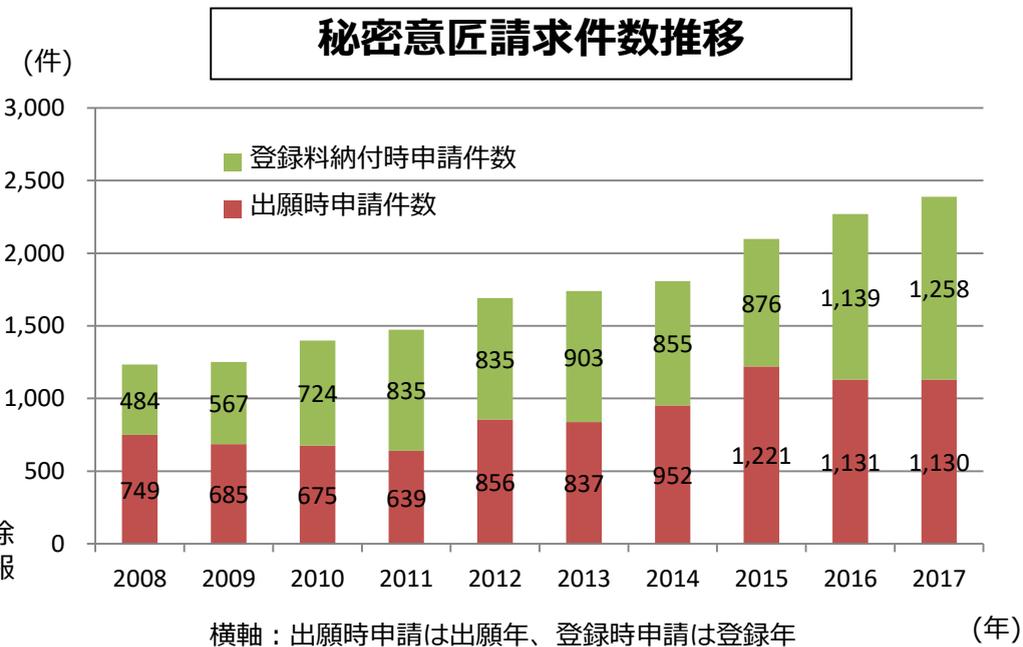
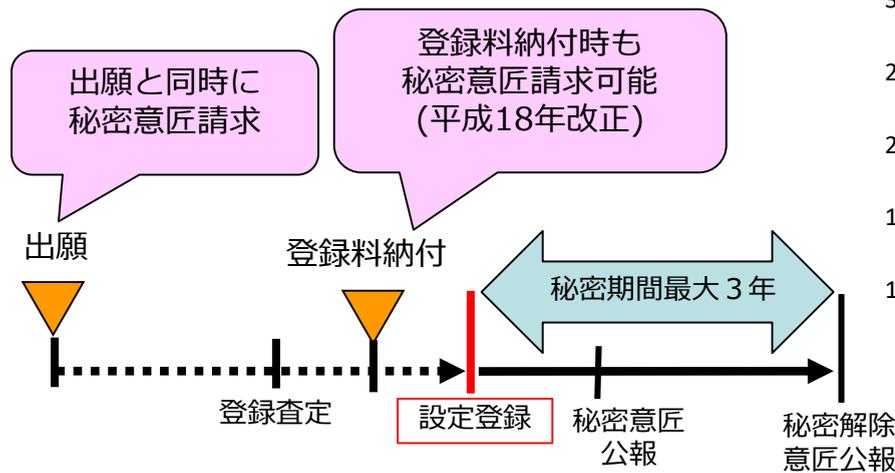


登録事例



1. 意匠制度の近況 – (4) 秘密意匠

- 秘密意匠制度は、意匠登録出願人が、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる制度。
- 秘密意匠の請求は、出願と同時に、又は意匠登録の第1年分の登録料の納付時と同時に申請する必要がある。



1. 意匠制度の近況 – (5) 意匠に関する国際的な取り組み

意匠五庁 (ID5) 会合

日米欧中韓の意匠五庁が意匠分野の国際的な協力を推進するための枠組として、2015年に意匠五庁(ID5)会合を創設し、意匠分野の国際協力が本格化。

第4回会合の主な成果

- 五庁協カプロジェクト
 - ◆ 新技術意匠 (GUI等) の保護状況、部分意匠、グレースピリオド、優先権実務等に関する五庁の制度比較を取りまとめ。
 - ◆ 新規性判断に用いる非特許文献の扱いやID5が推奨する共通意匠実務の検討等、意匠制度の国際調和やワークシェアリングに資する取組を新たに開始。
- 第4次産業革命を背景とした意匠の保護強化を共に目指すとする、ID5共同声明を採択。
- 2019年のID5開催を日本とすることを決定。

ID5公式ウェブサイト <http://id-five.org/>



1. 意匠制度の近況 – (6) 意匠に関する国際的な取り組み

米国特許商標庁との意匠分野における協力関係の強化

- 意匠の実体審査国である日米の両特許庁の相互理解と協力関係の強化は、我が国企業の知的財産が迅速・円滑に確保され、適切に保護される知財環境の整備にとって重要。
- 2018年6月、日米両国特許庁は、意匠分野における協力に関する覚書を締結。

主な協力事項

- 日米意匠審査官会合（定期会合）の設置
- ハーグ協定に基づく国際登録案件の取扱いに関する比較研究
- 意匠五庁(ID5)会合における協力関係の深化 など



ハーシュフェルド
USPTO特許局長、
澤井特許庁審査第
一部長による、
意匠分野における
初の局長級意見交
換。

2017年11月15日
米国・アレクサン
ドリア



イアंकUSPTO長
官、宗像特許庁長
官による日米両庁
間の意匠分野にお
ける協力に関する
覚書を締結。

2018年6月14日
米国・ニューオリ
ンズ

1. 意匠制度の近況 – (7) 産業競争力とデザインを考える研究会

- デザインによる我が国企業の競争力強化に向けた課題を整理し、その対応策について検討。



《研究会構成員（11名）》

- ◆ 世界的に著名なデザイナー
- ◆ デザイン担当役員
- ◆ 知的財産担当
- ◆ 経営コンサルタント
- ◆ 学者

《論点》

- 日本の人口が減少する中で生産性を高めていくためには、生産効率向上に加えて付加価値を向上させることが有効。
 - **デザインには**、付加価値を向上させる、すなわち、**イノベーションを創出する力とブランドを構築する力**がある。海外企業は、いち早く、デザインを重要な経営資源として活用し、ブランド力及びイノベーション力を向上させる「デザイン経営」を導入し、付加価値を高めている。
 - IoT、AI、ビッグデータ等の新技術を活用する製品・サービスが拡大する中、顧客起点で考える「デザイン経営」はますます重要となる。
 - しかし、日本は、技術さえしっかりしていれば、競争に負けないという考え方が、環境が激変した今なお根強く、**未だ多くの日本企業が「デザイン経営」を導入できていない。**
- ※デザイン経営・・・デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する経営。

《提言》

デザイン経営の促進

- 情報分析・啓発
- 高度デザイン人材の育成・獲得
- デザインに対する補助制度の充実・税制の導入
- 行政におけるデジタル・ガバメントの実践

デザイン経営に資する知的財産権制度の整備

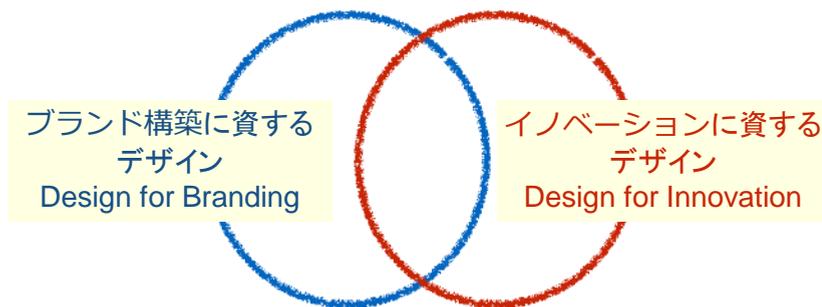
- IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革に対応したデザインの保護
- ブランド形成に資するデザインの保護
- 意匠権を取得するための手続の簡便化

1. 意匠制度の近況 – (8) 「デザイン経営」の役割①

- 第四次産業革命の中、規模の大小を問わず、世界の有力企業が戦略の中心に据えているのがデザイン。日本では経営者がデザインを有効な経営手段と認識しておらず、グローバル競争環境での弱みに。
- 2017年7月に「産業競争力とデザインを考える研究会」を立ち上げ、2018年5月23日に報告書『「デザイン経営」宣言』公表。

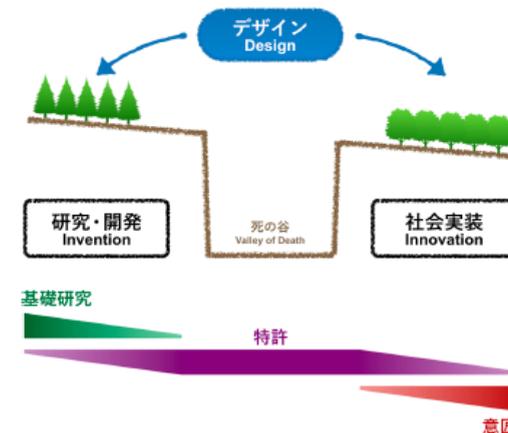
「デザイン経営」の効果=
ブランド力向上+イノベーション力向上
=企業競争力の向上

「デザイン経営は、ブランドとイノベーションを通じて、企業の産業競争力の向上に寄与する。



イノベーションの本来の意味
≠発明そのもの
=発明を実用化し、その結果として社会を変える

革新的な技術を開発するだけでイノベーションが起きるのではなく、社会のニーズを利用者視点で見極め、デザインにより新しい価値に結び付けることでイノベーションが実現する。



(出典) 産業競争力とデザインを考える研究会報告書
『「デザイン経営」宣言』 (2018年5月)

1. 意匠制度の近況 – (9) 「デザイン経営」の役割②

デザインの投資効果

4倍の利益

£ 1のデザイン投資に対して、売り上げは£ 20、営業利益は£ 4、輸出額は£ 5増加

(出典)British Design Council “Design Delivers for Business Report 2012”

2.1倍の成長

デザインを重視する企業の株価は、S&P500全体と比較して、10年間で2.1倍成長

(出典) Design Management Institute

2.0倍の成長

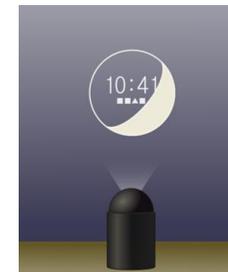
デザイン賞に登場することの多い企業(166社)の株価は、市場平均 (FTSE index) と比較し、10年間で約2倍成長

(出典)British Design Council

デザイン経営に資する知的財産権制度の整備

IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革に対応したデザインの例

機器以外の場所に投影されるGUI



ウェブアプリのGUI



ブランド形成に資するデザインの例

一貫したコンセプトに基づく製品群のデザイン

建築物の外装・内装のデザイン

今後は意匠保護の拡大等の具体的対応策を検討予定

1. 意匠制度の近況 – (10) 意匠制度の更なる改良に向けた取り組み

意匠制度を更に使いやすいものとするべく、現在意匠法改正を検討中。

主な検討項目

画像デザインの保護の拡充

クラウド型サービスに使われる画像
壁や机上に投影される画像を保護対象に加える。



電車乗り換えサービスの画像の例 壁に投影される画像の例

空間デザインの保護の拡充

建築物及び内装の意匠を保護対象とする。



店舗の外観の例



図書館の内装の例

関連意匠制度の拡充

関連意匠の出願可能期間を延長する。
関連意匠にのみ類似する意匠も登録可能とする。

意匠権の存続期間の延長

存続期間を「出願から25年」に見直す。

複数意匠一括出願の導入

物品区分の扱いの見直し

1. 意匠制度の概要・近況

2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長

(法改正：平成30年6月9日施行)

3. 一物品の考え方、組物の構成物品等の運用変更

(基準改訂)

4. 図面及び部分意匠の考え方に関する運用変更 (案)

(現在検討中)

5. 優先権書類の電子的交換

(法改正：公布の日 (平成30年5月30日) から2年を

超えない期間に施行予定 (現在未定))

6. 参考情報

2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長（1）改正の概要

- ・ 新規性喪失の例外の適用期間が、**6月から1年に延長**された

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から**一年**以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

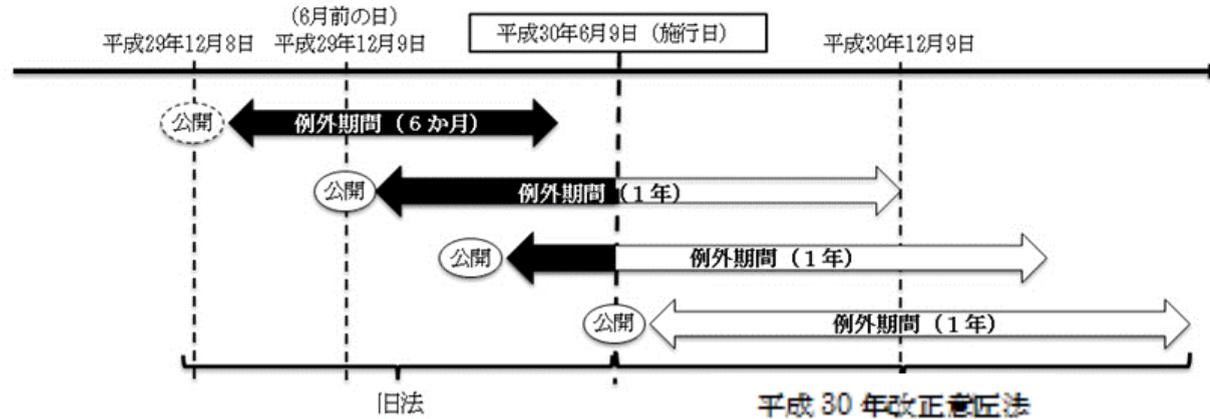
2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から**一年**以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3・4 （略）

2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長（2）移行期間の扱い

- 分割出願、変更出願のように、出願日が遡及する場合は、新規性喪失の例外の適用期間について注意

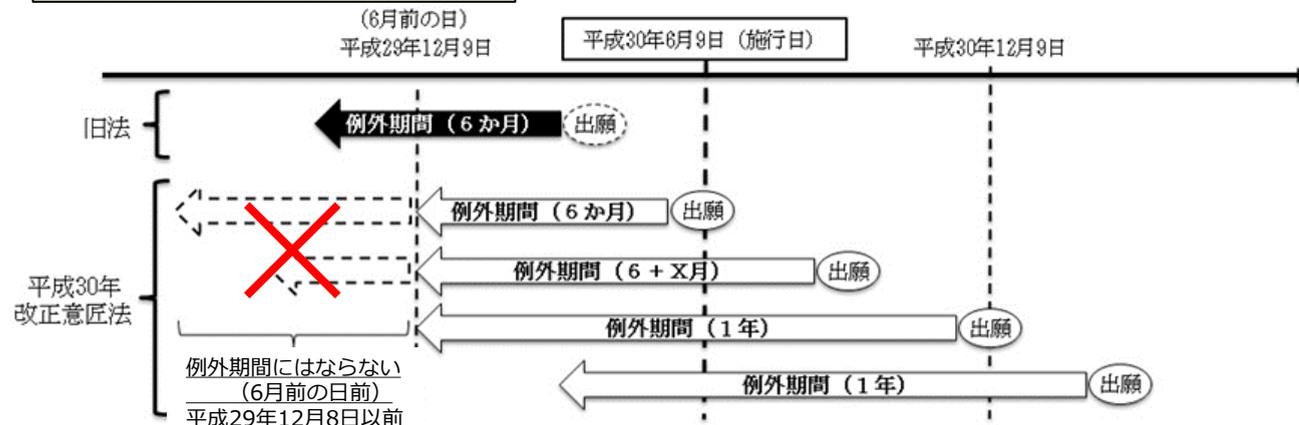
「公開日」を基準にした場合



公開日：意匠が公開された日

例外期間：意匠登録出願がこの期間内であれば、第4条第1項又は第2項の適用を受けることができる。

「出願日」を基準にした場合



例外期間：意匠が公開された日がこの期間内であれば、第4条第1項又は第2項の適用を受けることができる。

-
1. 意匠制度の概要・近況
 2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長
(法改正：平成30年6月9日施行)
 3. 一物品の考え方、組物の構成物品等の運用変更
(基準改訂)
 4. 図面及び部分意匠の考え方に関する運用変更 (案)
(現在検討中)
 5. 優先権書類の電子的交換
(法改正：公布の日 (平成30年5月30日) から2年を超えない期間に施行予定 (現在未定))
 6. 参考情報

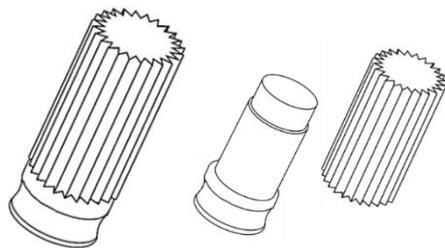
3. 意匠審査基準の改訂(1)一物品の考え方の明確化①

複数の構成物からなる物品について、

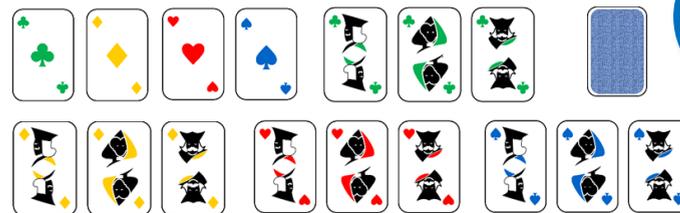
- 全ての構成物が特定の用途・機能のために必須の場合は一物品と判断
- 全ての構成物が特定の用途及び機能を果たす上で必須とまではいえない場合、①一つの形態としてのまとまりの有無②社会通念上一体的に実施されているものか否かを考慮し判断。

一物品と判断される、複数の構成体からなるものの例

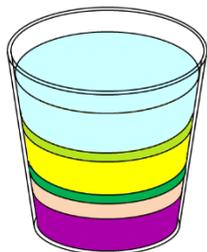
【意匠に係る物品】 容器付き固形のり



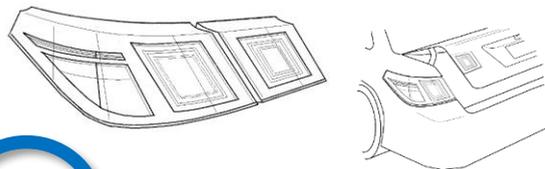
【意匠に係る物品】 トランプ



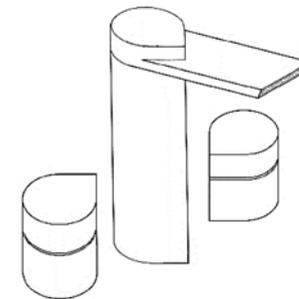
【意匠に係る物品】 容器付きゼリー



【意匠に係る物品】 自動車用尾灯



【意匠に係る物品】 湯水混合水栓

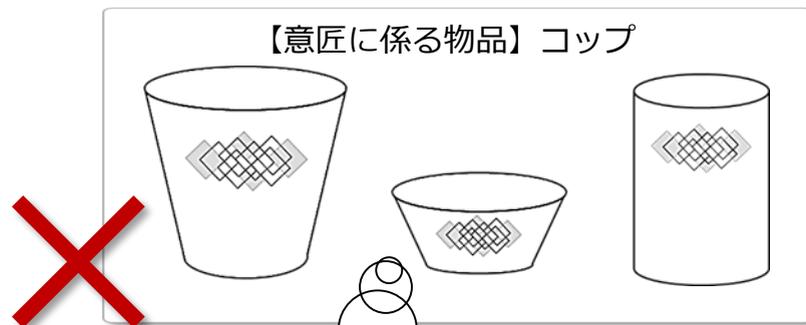


3. 意匠審査基準の改訂(1)一物品の考え方の明確化②

- 全ての構成物が特定の用途及び機能を果たす上で必須とまではいえない場合、①一つの形態としてのまとまりの有無②社会通念上一体的に実施されているものか否かを考慮し判断。

一の物品とは判断されないものの例

※物品ごとへの分割等で意匠権の取得は可能



- 社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められない
 - 共通した模様が付されているものの、全体でまとまりのある創作がなされているともいい得ない
 - セットとして販売されることが一般的であるともいい得ない
- ことから、一の物品と判断することはできない



- 内容物として多数の物品が含まれており、これら全てが一の固有の用途及び機能を果たすためのものとは認められない
- 全体でまとまりある創作がなされたともで言えない
- 内容物は個々の物品としても流通していることから、一の物品と判断することはできない

3. 意匠審査基準の改訂(2)その他の運用変更

意匠に係る物品の記載方法の緩和

- ・ 「意匠に係る物品」の欄の記載に関する基準を見直し、意匠に係る物品の区分と実質的に同程度の記載と判断できるものについては拒絶理由の対象としないこととした

今回見直した基準の例

- ・ 省略された物品の区分については、普通名称化していないものに限り拒絶理由に該当することを明記した
- ・ 形状、模様、色彩に関する名称を付した場合に、直ちに拒絶理由とはしないこととした

組物の意匠の構成物品の緩和

- ・ 組物の意匠の構成物品については、社会通念上同時に使用される物品の範囲で出願人の任意とし、これまで意匠審査基準で示していた構成物品表については出願人の参考のための例示として扱うこととした

※意匠法施行規則別表第2の改正は行っていないため、組物の意匠として認められるのは、同表に示された56種類に限られる。

※今回の基準の改正は、その56種類の組物の意匠の構成物品について自由化したもの

【補足資料】 意匠審査基準改訂の背景

2018年9月から10月にかけて、意匠審査基準ワーキンググループを開催し、今後の我が国の意匠登録出願の実務運用の在り方について検討を行った。

当該ワーキンググループにおいては、意匠権の明確性を確保しつつ、より簡便で実効力の高い権利取得環境を実現するための対応の方向性について、早急に対応が必要であり、かつ、法改正以外の対応によって解決が可能である以下の課題から検討を行った。

- (1) 願書及び図面等の記載要件の簡素化（省令改正が必要となる事項）
- (2) 意匠審査基準に関するその他の見直し事項（基準改訂のみにより対応が可能な事項）
 - ① 「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し
 - ② 一意匠の考え方の明確化
 - ③ 組物の意匠制度の運用の見直し

上記（1）については、今後の検討や省令改正等を待って対応を行う事項
（2）については、本年1月10日以降の審査に適用中。

【補足資料1】

(一意匠一出願)

意匠法第7条 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

■ 改訂前の意匠審査基準

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 二以上の物品の図面を表示した場合 (数個の物品を配列したものの場合を含む。)
ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

※改訂前の意匠審査基準では、以上の項目しか判断基準が示されていない。

【補足資料2】

一物品の考え方の明確化（意匠審査基準51.1.2.2、同71.7.1.2関連）

現行の意匠審査基準においては、意匠法第7条が定める「意匠ごとに」（一意匠一出願）の要件について、その原則を記載しているものの、具体的な判断基準については明記していない。ユーザーからは、この要件の明確化や近時の裁判例等（参考：別添参考資料）に照らした柔軟な判断を求める声が寄せられていた。

そこで、意匠審査基準上に、一物品の判断についての基本的な考え方を明記することとした。

➤新たに「51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断」の項を追加

■ 改訂後

51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品が複数の構成物により表されている場合、意匠登録出願に係る意匠が二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

（1）図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が **一の特定の用途及び機能を果たすために必須のもの** である場合は、一の物品であると判断する。

一方、複数の構成物において **一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合** には二以上の物品と判断する。

ただし、当該 **結びつきが強固ではない場合** であっても、以下に該当するものである場合には、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

- ① 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形態としてのまとまりがある場合
- ② 社会通念上 一体的に実施がなされるものである場合

【補足資料3】

「意匠に係る物品」の欄の記載に係る審査の見直し （意匠審査基準51.1.2.1関連）

現行の意匠審査基準においては、願書における「意匠に係る物品の区分」として、不適切な記載の例を示しており（意匠審査基準51.1.2.1）、当該不適切な記載の例に該当するものは、意匠法第7条に規定する要件を満たさないものとして、拒絶理由の対象としている。しかしながら、ユーザーからは、意匠の明確性に支障の無いケースについては、拒絶理由の対象としないよう、改善を望む声も寄せられていた。そこで、意匠審査基準を改訂し、「意匠に係る物品」の欄の記載について、意匠の明確性に支障の無いものについては、拒絶理由の対象としないこととした。

➤ 「51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例」を以下のとおり改訂

■ 改訂前

- (1) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- (2) 総括名称を用いたもの
(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
- (3) 構造又は作用効果を付したもの
(例、何何装置、何何方法)
- (4) 省略された物品の区分
(例、8ミリ)
- (5) 外国文字を用いたもの
- (6) 日本語化されていない外国語を用いたもの
- (7) 用途を明確に示していないもの
(例、ブロック)
- (8) 組（意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないもの）、セット、二揃、ユニット（歯科用ユニットを除く。）、一對、一足等の語を用いたもの
- (9) 形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの
- (10) 材質名を付したもの
(例、何何製)
ただし、普通名称化している場合は除く。



■ 改訂後

- (1) 当該分野において一般的な名称となっていないもの
- (2) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- (3) 総括名称を用いたもの
(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
- (4) 外国文字を用いたもの
- (5) 省略された物品の区分であって普通名称化していないもの
- (6) 意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないものであるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの

【補足資料4】

組物の意匠の構成物品の緩和（意匠審査基準 第7部第2章、第13部別添「組物の構成物品表」関連）

組物の意匠に含めることのできる構成物品について、現行の意匠審査基準においては、意匠審査基準別添「組物の構成物品表」に記載されたものでなければならないとしている。この構成物品表の「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならないとの要件から、多様化する意匠創作の実態に則していないとの指摘もある。

そこで、今後は、「組物の構成物品表」については、適切な構成物品の例を示したものとし、実際の構成物品は、社会通念上同時に使用される物品と認められるものの範囲内で、出願人の任意とするよう、意匠審査基準を改訂することとした。

現行意匠審査基準上の『組物の構成物品表』（一部抜粋）

	組物	構成物品	備考
3	一組の装身具セット	ネックレス イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿	
6	一組のひなセット	内裏びな 三人官女 五人ばやしびな 左右大臣びな	

同表の表題を『組物の構成物品の例』とし、以下の要件を満たす場合は、構成物品は出願人の任意とする。

- 要件1：社会通念上同時に使用されるもの
- 要件2：組物全体として統一があるもの

【補足資料5】 一意匠の判断に関する参考判決・審決例

- ・ 判決例

知財高判平28.9.21最高裁HP

(平成28年(行ケ)第10034号) 容器付冷菓事件

- ・ 審決例

不服2010-14569 「コップ」 拒絶査定不服審判事件

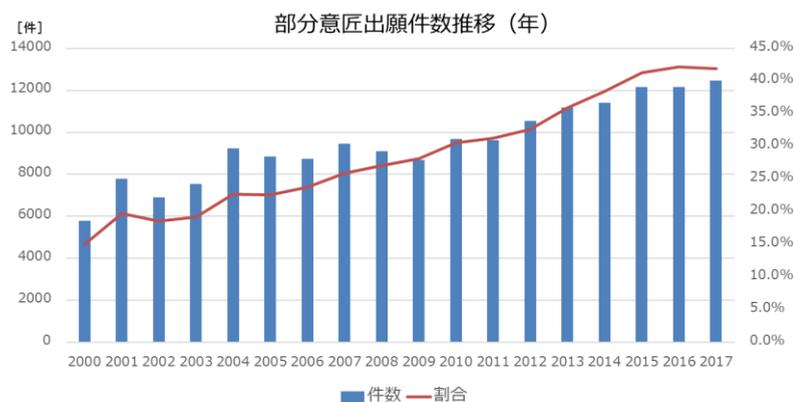
不服2010-29058 「湯水混合水栓」 拒絶査定不服審判事件

不服2014-12648 「オーディオ機器用シャーシ支持具」 拒絶査定
不服審判事件

1. 意匠制度の概要・近況
2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長
(法改正：平成30年6月9日施行)
3. 一物品の考え方、組物の構成物品等の運用変更
(基準改訂)
4. 図面及び部分意匠の考え方に関する運用変更 (案)
(現在検討中) **今後の検討や省令改正等を待って対応を行う事項**
5. 優先権書類の電子的交換
(法改正：公布の日(平成30年5月30日)から2年を超えない期間に施行予定(現在未定))
6. 参考情報

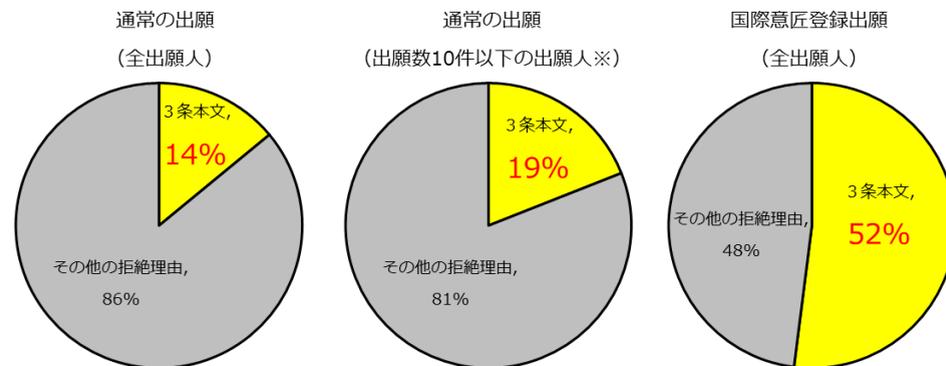
運用変更検討の背景

- ・ 物品全体の形態が表されていないと、方式指令や拒絶理由の対象となり得る
- ・ 他国で問題なく登録される出願に対しても、方式指令や拒絶理由を通知
- ・ ユーザーから手続の緩和を求める要望



特許庁調べ

2017年度の拒絶理由通知内訳



特許庁調べ

※共同出願を含む出願件数が1997～2017年度で計10件以下の出願人 (2017年度に拒絶理由通知を送付した筆頭出願人が対象)

※※ 3条本文の拒絶理由には、開示不足により意匠が具体的でないもの、意匠の定義に該当しないもの、工業上の利用可能性が認められないもの等が含まれる。

→ 意匠権の明確さを維持しつつ、

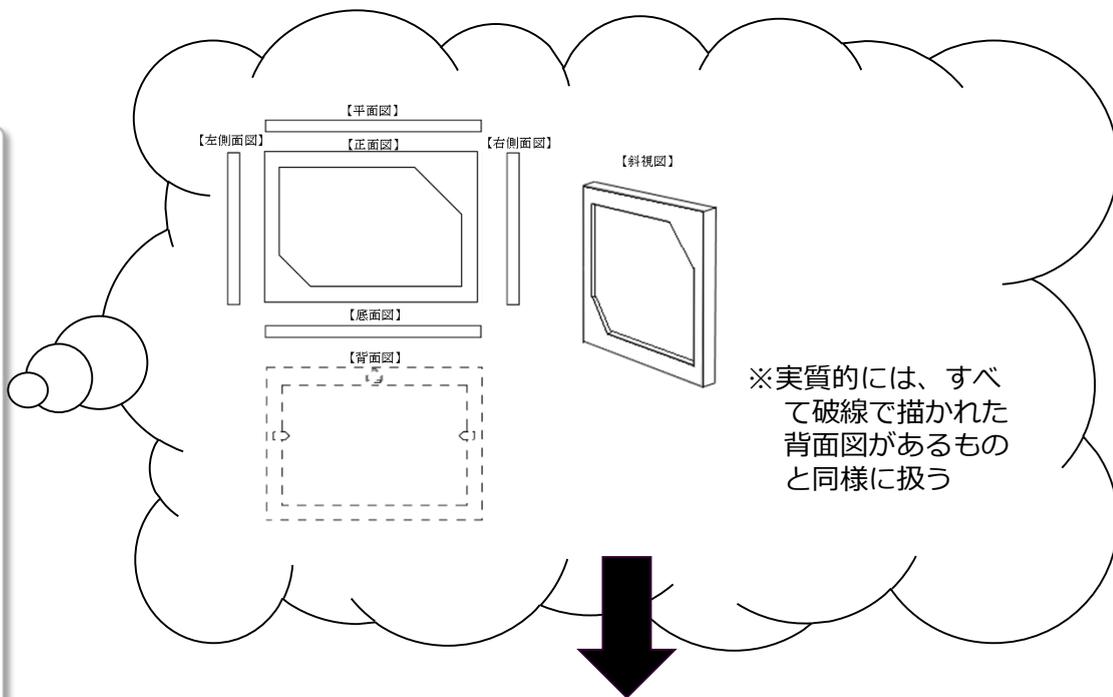
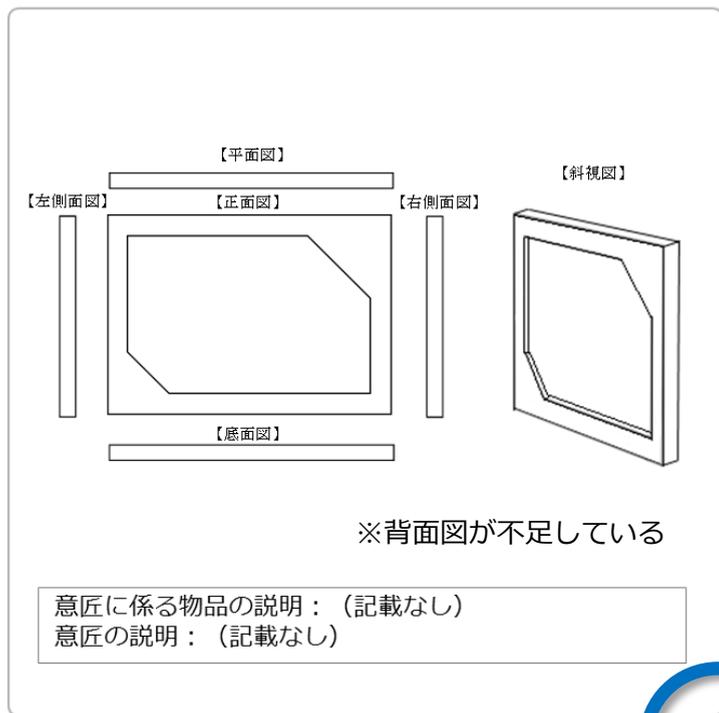
創作の実態に則した意匠の開示要件を検討

意匠審査基準ワーキンググループにおいて、上記背景に照らし、早急に対応が必要であり、かつ、法改正以外により対応が可能な課題について、検討を実施

4. 図面に関する運用変更(1)開示されていない範囲の扱い①

- ・ 開示されていない範囲は意匠の創作の範囲外と捉える
- ・ 開示された範囲で意匠の創作が特定できれば意匠が具体的なものと判断

(仮想事例) 意匠に係る物品：額縁



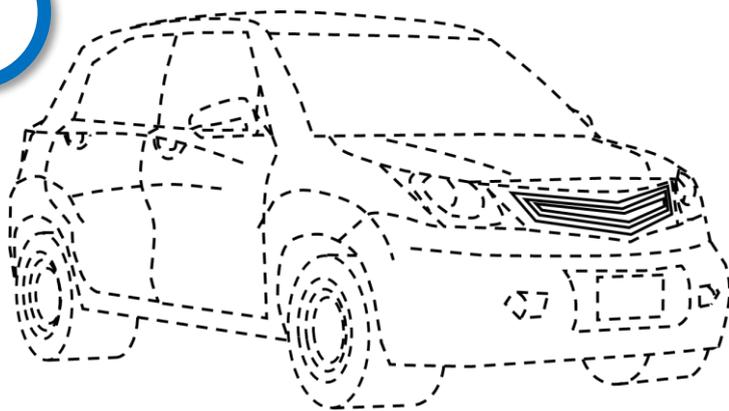
部分意匠として、以下の点が明確であれば意匠が具体的なものと判断する

- ・ 意匠登録を受けようとする部分の形態
- ・ 意匠登録を受けようとする部分の用途、機能
- ・ 意匠登録を受けようとする部分の物品全体に対する位置、大きさ、範囲
- ・ 意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界

4. 図面に関する運用変更(1)開示されていない範囲の扱い②

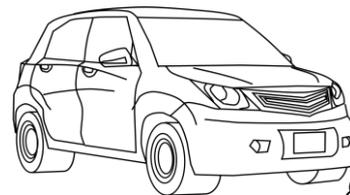
- ・ 図中に意匠登録を受けようとする部分とそうでない部分のいずれも描く場合は、実線と破線を用いて描き分ける等し、意匠登録を受けようとする部分を特定する
- ・ 説明のみで意匠登録を受けようとする部分又はその他の部分を特定することは認められない

【意匠に係る物品】 乗用自動車
【意匠の説明】 図面中実線で描いた部分が
意匠登録を受けようとする部分である



※説明の都合上、願書やその他の図の記載は省略した

【意匠に係る物品】 乗用自動車
【意匠の説明】 図面中、タイヤ部分が意匠
登録を受けようとする部分である



※説明の都合上、願書やその
他の図の記載は省略した

どこまでを「タイヤ部分」とするかが
人により異なり得る

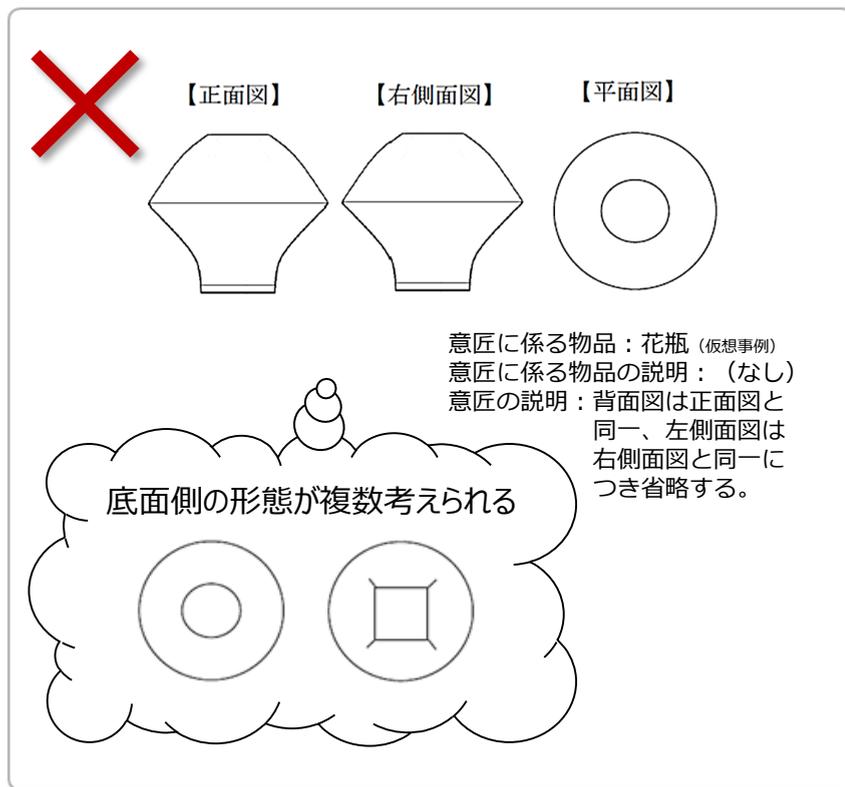
「タイヤ部分」と考え得る範囲の例



4. 図面に関する運用変更(1)開示されていない範囲の扱い③

- ・ 形態が特定できない場合は意匠が具体的でない判断
- ・ 境界が不明な場合は意匠が具体的でない判断

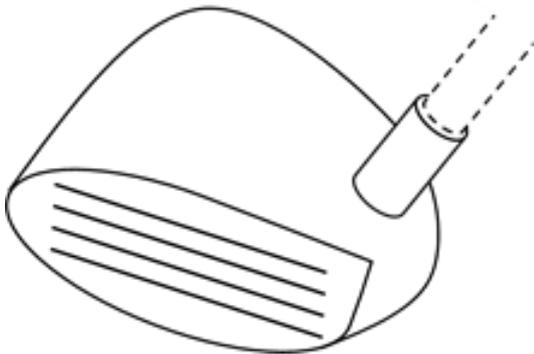
意匠が具体的でない判断されるものの例



4. 図面に関する運用変更(2)「その他の部分」の記載①

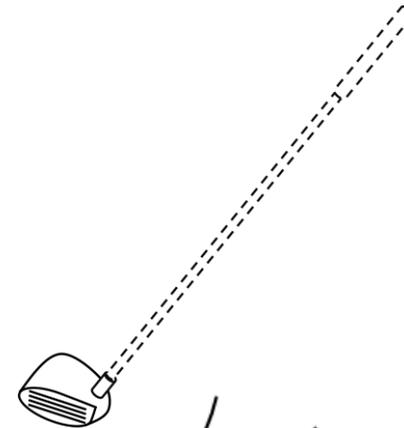
- 物品の特性から、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲及びその他の部分との境界を特定できるのであれば、物品全体の形態を示さなくとも意匠の創作を特定可能と判断

意匠に係る物品：ゴルフクラブ



※説明の都合上、願書やその他の図の記載は省略した

ゴルフクラブという物品の特性上、グリップ部分まで破線で描かれていなくても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲及びその他の部分の境界を特定可能

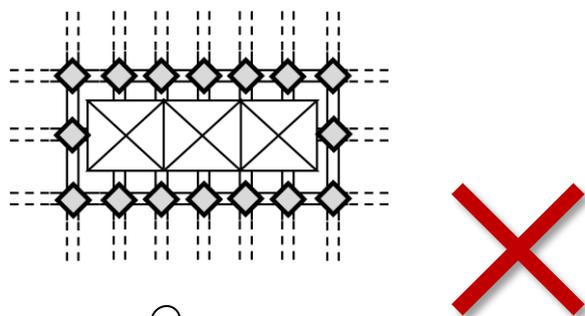


4. 図面に関する運用変更(2)「その他の部分」の記載②

- その物品の属する分野の一般的な知識に基づき善意に解釈しても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲又はその他の部分との境界を特定できない場合は、意匠が具体的でない判断

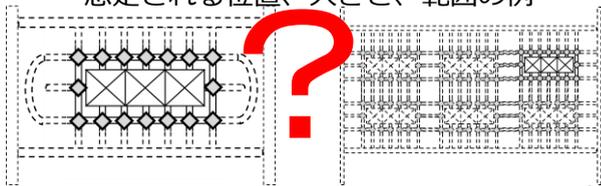
意匠が具体的でない判断されるものの例

意匠に係る物品：ガーデンフェンス

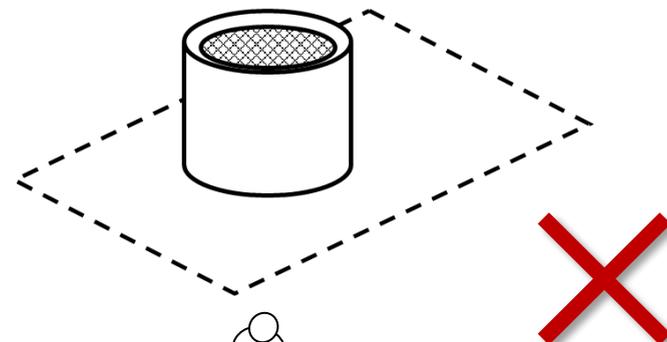


ガーデンフェンスにおける意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が不明

想定される位置、大きさ、範囲の例



意匠に係る物品：加湿器



加湿器における意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が不明

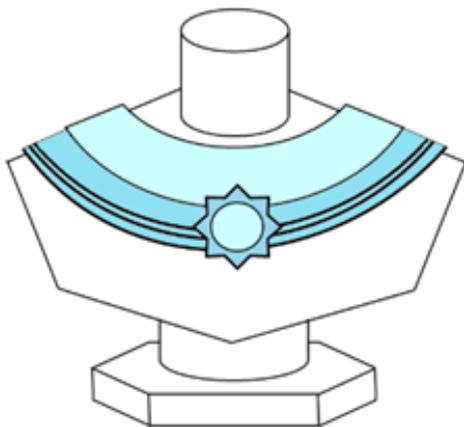
想定される位置、大きさ、範囲の例



4. 図面に関する運用変更(3)「その他のもの」の図示

- 意匠登録を受けようとする意匠の創作を十分に表現する上で必要であり、意匠登録を受けようとする物品以外のものについての説明がある場合及び／又は描き分けがある場合には、必要図に「その他のもの」を描くことを許容する。

意匠に係る物品：首飾り

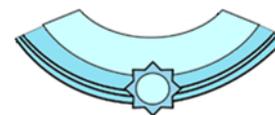


【意匠の説明】
白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

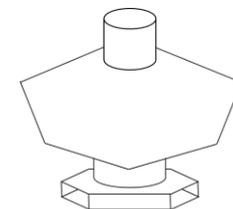
※説明の都合上、願書やその他の図の記載は省略した

首飾りの意匠の創作を十分に表現する上でトルソは必要であり、願書の「意匠の説明」の欄の記載と図面を総合的に判断すれば、意匠登録を受けようとする意匠と「その他のもの」とを明確に区別できる

意匠登録を受けようとする意匠
(首飾り)



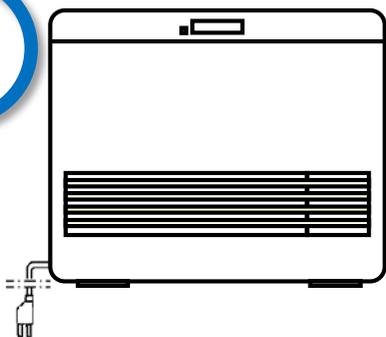
「その他のもの」
(トルソ)



4. 図面に関する運用変更(4)中間省略の図示方法の緩和①

- 現行の「2本の平行な一点鎖線により切断するよう表す」以外の方法であっても、省略箇所の位置に疑義が生じず、意匠の創作が明確に特定できる場合、その図示方法を認める
- 電源コードの中間部分のように、意匠の特徴となり得ない個所であり、様々な長さが存在することが一般的な部分については省略箇所の図面上の長さの記載を不要とする

現行制度で許容される
中間省略の記載方法



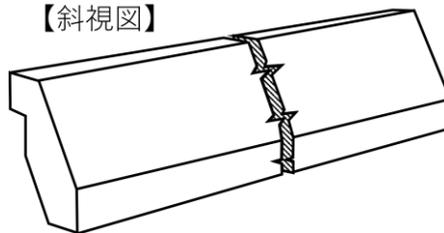
意匠に係る物品：
温風暖房機

意匠の説明：
図面中、省略部分は願書添付図
面上5cmである。

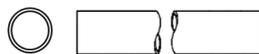
※説明の都合上、願書やその他の
図の記載は省略した

新たに許容される中間省略の図示の例

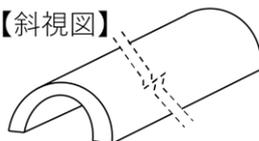
【斜視図】



【左側面図】 【正面図】



【斜視図】



いずれも省略
箇所が明確

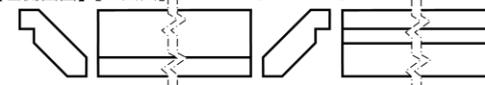
※説明の都合上、願書やその他の図の記載は省略した

省略箇所の長さの記載なしで許容される例

意匠に係る物品：窓枠材
【斜視図】



【平面図】 【左側面図】 【正面図】 【右側面図】 【背面図】



【底面図】



意匠の説明：なし

窓枠「材」でありその形状
から、図面上の省略箇所の
長さの記載がなくとも左右
に連続すると理解

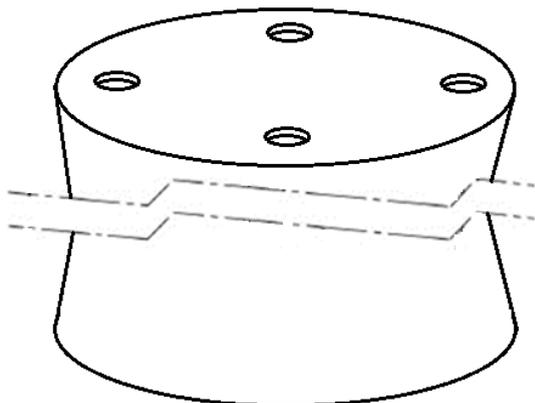
4. 図面に関する運用変更(4)中間省略の図示方法の緩和②

- 創作された意匠の骨格となる構成（プロポーション）が不明確となる場合や、創作された部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が不明となる場合は、意匠が具体的でないものと判断

意匠が具体的でない判断されるものの例

意匠に係る物品「護岸ブロック」
(仮想事例)

【斜視図】

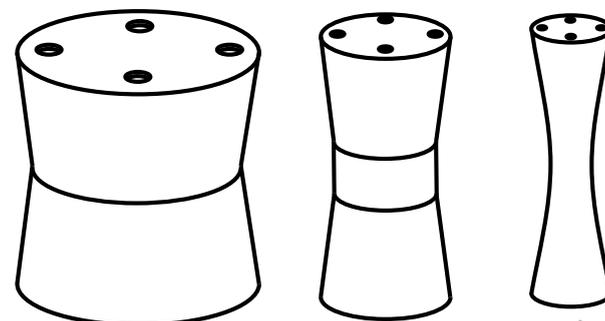


意匠に係る物品の説明：（記載なし）
意匠の説明：（記載なし）

※説明の都合上、願書やその他の図の記載は省略した

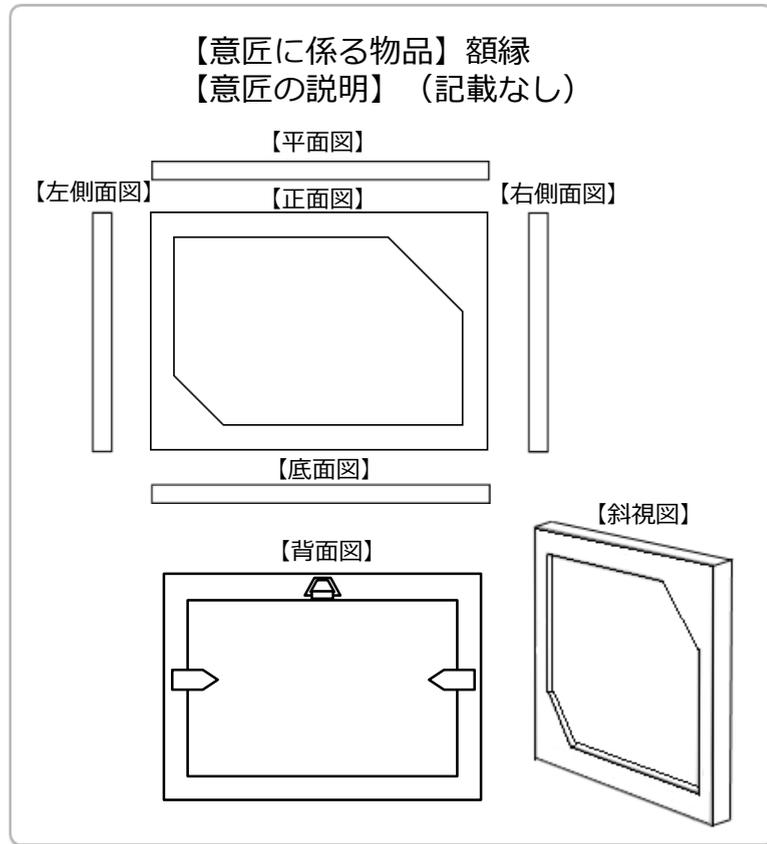
様々な長さ／直径比や、様々な中間部の形態が考えられ、意匠の創作の特徴も変わり得る

考えられる形態の例

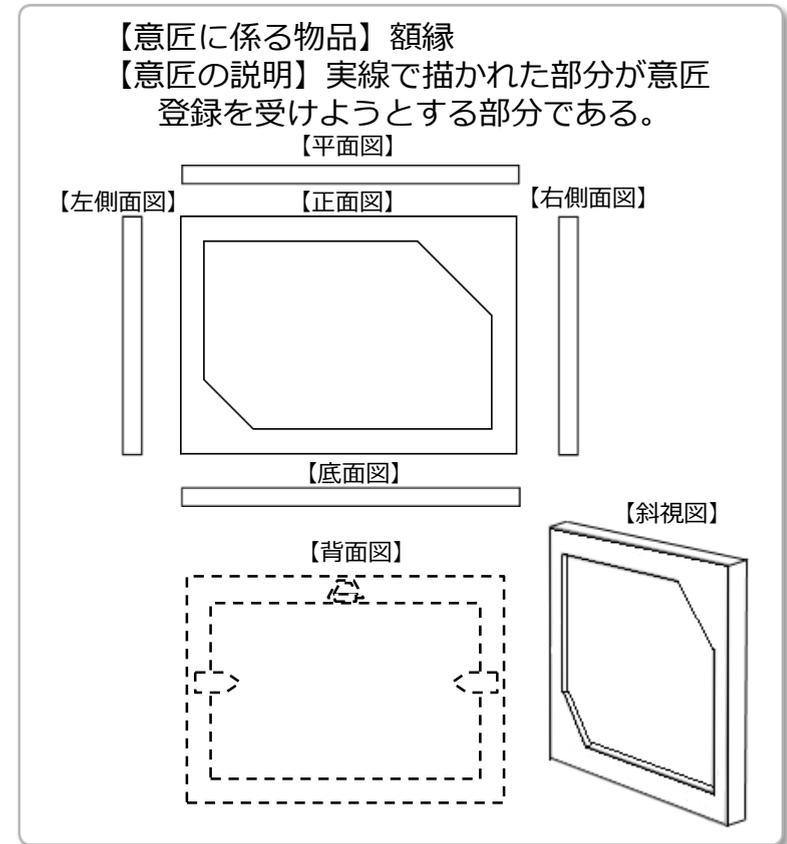


4. 部分意匠に関する運用変更(1)先願・協議・関連意匠の適用

- ・ 今後は、全体意匠と部分意匠の間でも先願の規定を適用するとともに、類似する場合は関連意匠の登録を認める



今後は先願の
規定や関連意
匠の規定を適
用する



4. 部分意匠に関する運用変更(2)部分意匠の欄の廃止

- ・ 願書の「部分意匠」の欄を不要とする
 - ・ 部分意匠には意匠分類（Dターム）を付与する方向で検討
-
- ・ 運用変更以降の出願については、部分意匠の欄を不要とする
 - ・ 分割、変更、補正却下決定後の新出願をする際、出願日が改訂前のタイミングとなる場合は注意
 - ・ 運用変更以降の出願について、図面に実線と破線等での描き分けのある出願（現行の部分意匠と同様の図面表現）、開示されていない範囲のある出願については、それぞれDタームを付与することで検索可能とする方向で検討

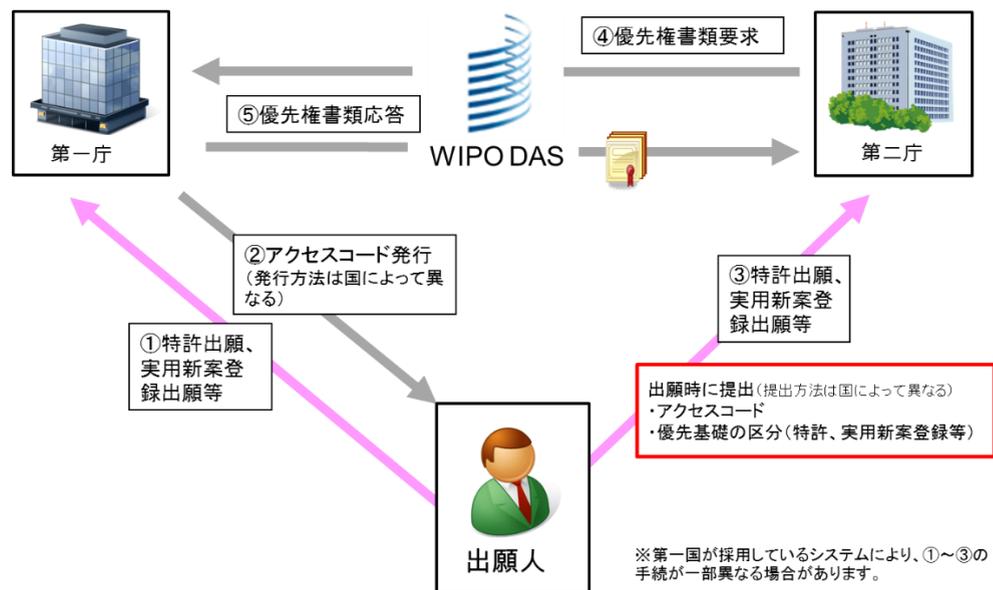
-
1. 意匠制度の概要・近況
 2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長
(法改正：平成30年6月9日施行)
 3. 一物品の考え方、組物の構成物品等の運用変更
(基準改訂)
 4. 図面及び部分意匠の考え方に関する運用変更 (案)
(現在検討中)
 5. 優先権書類の電子的交換
(法改正：公布の日(平成30年5月30日)から2年を超えない期間に施行予定(現在未定))
 6. 参考情報

5. 意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みの導入

- 近年の企業活動のグローバル化やハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入国の増加に伴い、**国境を越えた意匠登録出願件数が増加しており、優先権を主張する機会も全体として増加傾向にある。**
- 現在、意匠の優先権書類は書面でのみ提出を認めているが、**第一庁への交付請求や第二庁へ提出するための代理人費用等の負担があり、海外に市場展開している我が国企業や代理人から、WIPOが提供するデジタルアクセスサービス（DAS）による優先権書類の電子的交換の仕組みの早期導入が求められている。**
- 平成29年1月開催の第5回意匠制度小委員会において議論が行われ、**意匠分野においても優先権書類の電子的交換の仕組みを導入するべきとの方向性について了承された。**
- 平成30年5月、意匠分野において優先権書類を電子的に交換できるようにするための意匠法改正が国会にて可決・成立し、公布。今後は、DASの導入に向けてシステム改造を本格化。

<（参考）特許分野におけるDASの仕組み>

①出願人が、第一庁に出願を行い、②第一庁から発行されるアクセスコード等を③第二庁への出願の際に提出することで**手続が完了。**④アクセスコード等を受領した第二庁はWIPOを通じて第一国官庁に優先権書類を要求し、⑤その後、第一庁から第二庁へDASを介して優先権書類が電子的に送付される。



<見込まれる効果>

出願人側：優先権書類提出手続の簡素化やコスト削減

特許庁側：優先権書類発行等の業務負担削減

特許庁審査第一部意匠課 意匠審査基準室

電話03-3581-1101 内線2910

1. 意匠制度の概要・近況
2. 新規性喪失の例外の適用期間の延長
(法改正：平成30年6月9日施行)
3. 一物品の考え方、組物の構成物品等の運用変更
(基準改訂)
4. 図面及び部分意匠の考え方に関する運用変更 (案)
(現在検討中)
5. 優先権書類の電子的交換
(法改正：公布の日(平成30年5月30日)から2年を超えない期間に施行予定(現在未定))

6. 参考情報

参考情報

特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

特許情報プラットフォームは、日本国特許庁や海外の知財庁が発行する特許・
実用新案・意匠・商標に関する1億件を超える「公報情報」や、出願時、審査・審判
時、登録後の状況などの経過が分かる「経過情報」等を照会できるサービスです。

特許情報プラットフォームは、工業所有権情報・研修館（INPIT）が提供しており、
インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができます。

The screenshot shows the homepage of the J-PlatPat patent information platform. At the top, there is a navigation bar with the J-PlatPat logo, contact information for the helpdesk (03-6666-8801), and links for English, site map, and help. Below the navigation bar, there are tabs for '特許・実用新案' (Patent/Utility Model), '意匠' (Design), '商標' (Trademark), '審判' (Appeal), and '経過情報' (Progress Information). The main content area features a search bar with a dropdown menu set to '特許・実用新案を探索' and a search button. Below the search bar, there are sections for '参考情報' (Reference Information), 'セミナー・講習会情報' (Seminar/Workshop Information), '重要なお知らせ' (Important Notice), and 'お知らせ' (Notice). The '重要なお知らせ' section contains a notice about the suspension of J-PlatPat services from June 17 to June 17, 2017. The 'お知らせ' section contains several notices regarding seminars and updates. At the bottom of the page, there is a footer with the text '更新履歴 リリースノート' (Update History Release Note) and '利用上のご案内 | プライバシーポリシー | アンケート' (Terms of Use | Privacy Policy | Survey).

特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

「意匠公報テキスト検索」、「日本意匠分類・Dターム検索」等の検索サービスから、公報情報、経過情報等を調べることができます。

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English 特許庁 サイトマップ ヘルプ一覧

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

特許・実用新案

意匠

特許
1. 意匠番号照会
2. 意匠公報テキスト検索
3. 日本意匠分類・Dターム検索
4. 意匠公知資料照会
5. 意匠公知資料テキスト検索
6. 分類リスト (特許庁HPへ)
7. 分類リスト (外国) (特許庁HPへ)

特許検索 ? ヘルプ

検索

更新履歴 リリースノート

利用上のご案内 | プライバシーポリシー | アンケート

「ヘルプ一覧」から、各サービスの利用方法やマニュアルのページにアクセスできます。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）による書類内容の提供

- 現在、J-PlatPatによる書類内容の提供は、特許・実用新案の審査段階の書類に限られております。
- 平成31年5月（予定）からは、提供範囲が拡大され、意匠については登録となった案件の申請書類・応答書類等（意匠登録願、拒絶理由通知書、手続補正書、意見書、面接記録、応対記録等）について、新たに提供が開始されます。
- 提供対象は、平成31年1月以降に特許庁に提出された書類及び特許庁が作成した書類となる予定です。

お知らせ「特許情報プラットフォームによる書類内容の提供」について

特許庁総務課情報技術統括室 特許情報企画調査班

電話 : 03-3581-1101（内線2361）

電子メール : PA0630@jpo.go.jp

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

画像意匠公報検索支援ツールは、我が国で登録された、画像を含む意匠について効率的に調査できるものです。

画像を含む登録意匠を公報発行日順に表示したり、利用者が入力した画像を、画像を含む登録意匠の画像部分と機械的に照合し、入力した画像に近いと評価されたものから順に表示したりすることができます。

画像意匠公報検索支援ツールは、工業所有権情報・研修館（INPIT）が提供しており、インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができます。

The screenshot shows the Graphic Image Park search tool interface. At the top, there is a navigation bar with links for 'ガイドライン' (Guidelines), 'ヘルプ' (Help), 'JPO', 'INPIT', and 'J-PlatPat'. The main area is divided into several sections:

- 画像を入力** (Input Image): A central area with a 'Drag&Drop' icon and a '結果を表示' (Show Results) button.
- モードを選択** (Select Mode): A sidebar with options for '標準' (Standard), '形' (Shape), '色' (Color), '標準 + 90°回転' (Standard + 90° Rotation), '単一部分' (Single Part), and '複数部品' (Multiple Parts).
- 絞り込み条件を選択** (Select Refinement Conditions): A sidebar with options for '年月日' (Date) and '意匠に係る物品' (Goods related to the design).
- お知らせ** (Notice): A section with recent updates, including a new function release in March 2017 and a new registration number in May 2017.
- アンケート** (Survey): A button to provide feedback.
- 登録情報** (Registration Information): A button to view registration details.
- ガイドライン** (Guidelines): A button to view the search tool's guidelines.

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

操作は簡単 3ステップ！ ①画像ファイルを入力



並べ替えモード等の指定が可能

ご利用になる前に必ずお読みください

- このツールは、画像意匠分類（W）が付与された登録意匠の公報と、その公報に掲載された、機器の操作画像等の画像を蓄積しています。
- ソート結果として表示されるサムネイルイメージは、機械的な照合によって入力画像に近いと評価された順に表示されるものであり、意匠法上の「類似」する意匠が必ず上位に表示されるとは限りません。
- このツールに利用者がアップロードした入力画像は、システム内に蓄積されることはありません。

お知らせ

2016年05月16日
新たに、意匠登録第1548996号(05月09日公報発行)までの6件の公報を蓄積しました。

アンケート
のお願い

蓄積情報
蓄積している意匠公報の
一覧を表示します

J-PlatPat
特許情報プラットフォーム

ガイドライン
ご利用の際の留意事項やお役立ちメモを
記載しております。

プライバシーポリシー | アンケート

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

Copyright(c); 2015 JPO and INPIT

調査したい画像ファイルを

- ①「ドラッグ&ドロップ」
- ②「ファイルから選択」

のいずれかにより入力し、

「結果を表示」ボタンをクリックします。

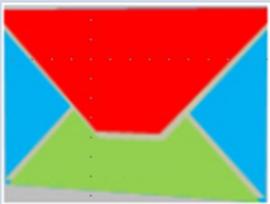
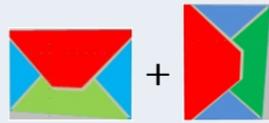
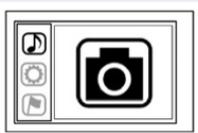
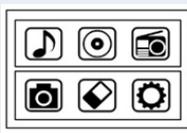
入力可能な画像ファイル

- ・データサイズ：5MBまで
- ・データ形式：JPEG、GIF、PNG、TIFF

画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

操作は簡単 3ステップ! ①画像ファイルを入力

並べ替えモードを変更することにより入力画像に応じた調査ができます

入力例	モード	概要	上位に並ぶ例
	標準	「形」と「色」を総合的にみて、画像同士が近いかどうかを評価します。	
	形	「形」のみに着目して、画像同士が近いかどうかを評価します。「色」が異なる場合でも「形」に近いものを上位に表示します。	
	色	「色」のみに着目して、画像同士が近いかどうかを評価します。「形」が異なる場合でも「色」に近いものを上位に表示します。	
	標準+90°	「標準」モードに加え、画像が左右90°回転したものについても上位に表示します。	
	単一部品	入力画像を含む画像を上位に表示します。	
	複数部品	入力画像を構成部品ごとに分解し、これらの構成部品を含む画像を配置を問わず上位に表示します。	

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

操作は簡単 3ステップ！ ②ソート結果一覧を表示

登録意匠の画像部分がサムネイル表示されます

Graphic Image Park
画像意匠公報検索支援ツール

ガイドライン ヘルプ JPO INPIT J-PlatPat

ソート結果一覧

60000件中 1 - 100 件 表示 表示件数 100件 表示 ← ※2 表示件数の切替

サムネイル 書誌 ← ※1 表示形式の切替

1 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

2 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

3 意匠登録0000000000 エレベーター用表示器 〇〇株式会社

4 意匠登録0000000000 チューナー付記録装置 〇〇株式会社

5 意匠登録0000000000 音楽再生機能付き携帯電... 〇〇株式会社

6 意匠登録0000000000 音楽再生機能付き携帯電... 〇〇株式会社

7 意匠登録0000000000 音楽再生機 〇〇株式会社

8 意匠登録0000000000 音楽再生機 〇〇株式会社

9 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

10 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

11 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

12 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

13 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

14 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

15 意匠登録0000000000 携帯情報端末 〇〇株式会社

前のページ 1 2 3 4 5 ... 6000 次のページ ← ※3 ページの移動

※1

「ソート結果一覧」の画面は、
①サムネイルを主とした表示形式
②書誌情報を主とした表示形式
のいずれかから選択することができます。

※2

1ページあたりの表示件数を選択することができます。

途中で表示件数を切り替えると、再度1頁目から表示されてしまいますので、調査を開始する前に、ご自身の調査スタイルにあった表示件数を設定してください。

※3

ページ末尾の数字又は矢印をクリックすることで、表示ページを移動することができます。

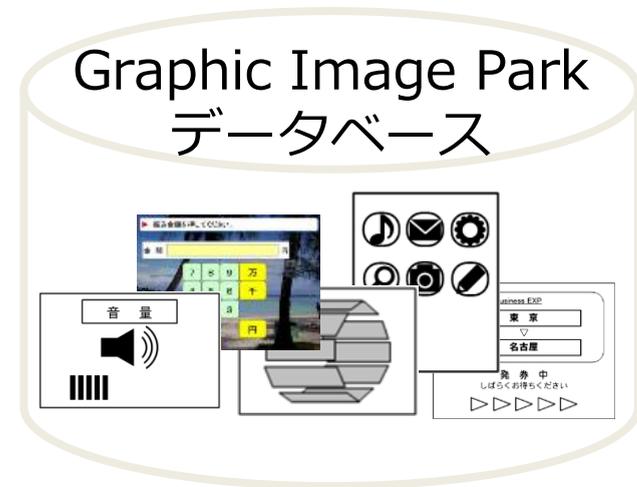
画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

操作は簡単 3ステップ！ ②ソート結果一覧を表示

入力画像と蓄積画像が機械的に照合され、入力画像と形・色の特徴が似ていると評価された順に蓄積画像が表示されます

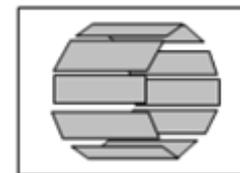


利用者の入力画像



並べ替えを実行

似ている



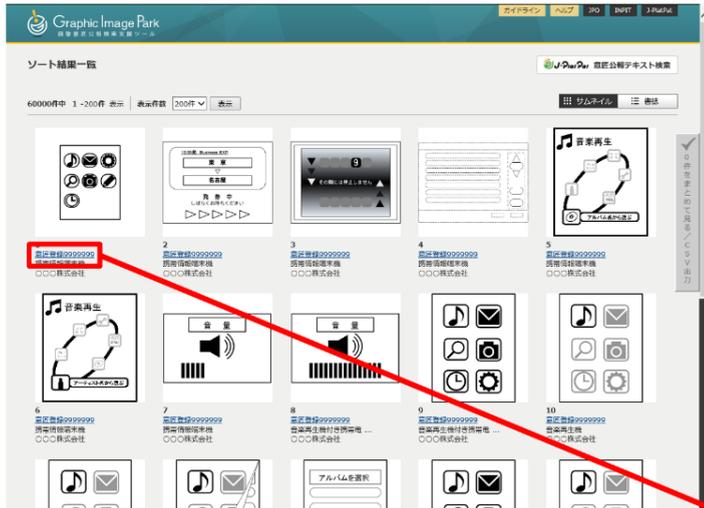
似ていない



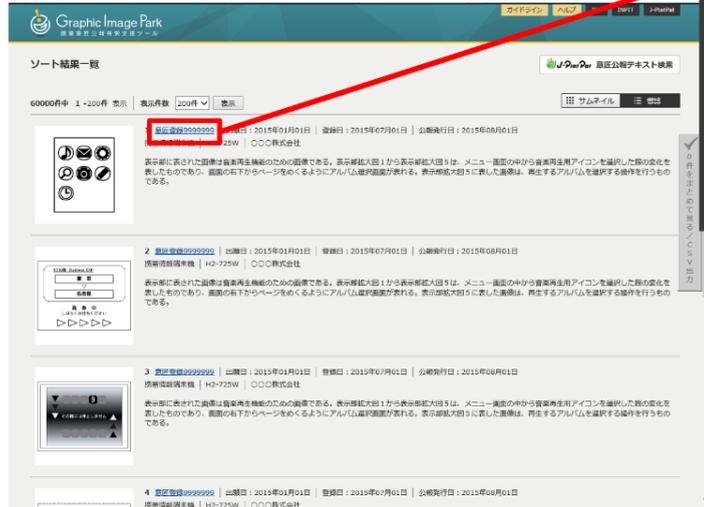
画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

操作は簡単 3ステップ! ③意匠公報 (PDF) を表示

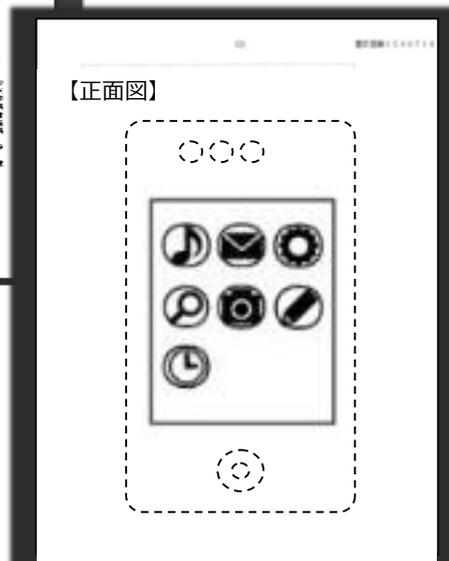
<表示形式: サムネイル>



<表示形式: 書誌>



意匠登録番号をクリックすると意匠公報 (PDF) が表示されます。意匠公報には全ての書誌情報 (権利者、創作者、意匠分類、等) と図面が掲載されており、詳しい情報を確認することができます。



特許情報プラットフォームの操作方法に関すること

ヘルプデスク

電話 : 03-6666-8801

電子メール : helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

お知らせ「特許情報プラットフォームによる書類内容の提供」について

特許庁総務課情報技術統括室 特許情報企画調査班

電話 : 03-3581-1101 (内線2361)

電子メール : PA0630@jpo.go.jp

画像意匠公報検索支援ツールの操作方法に関すること

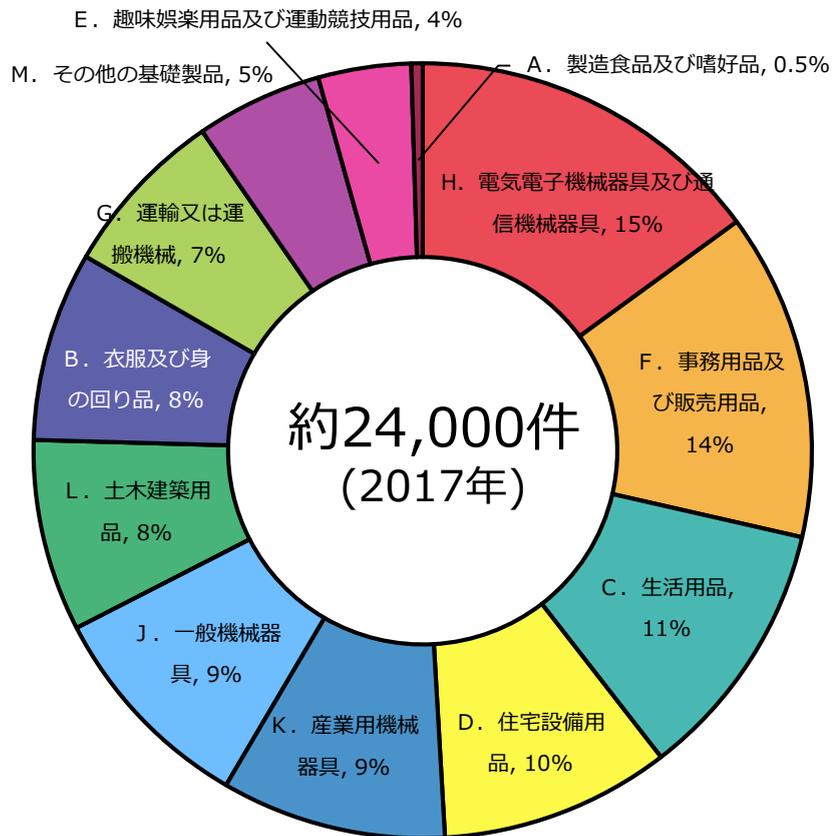
独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) 知財情報部 情報提供担当

電話 : 03-3581-1101 (内線2413)

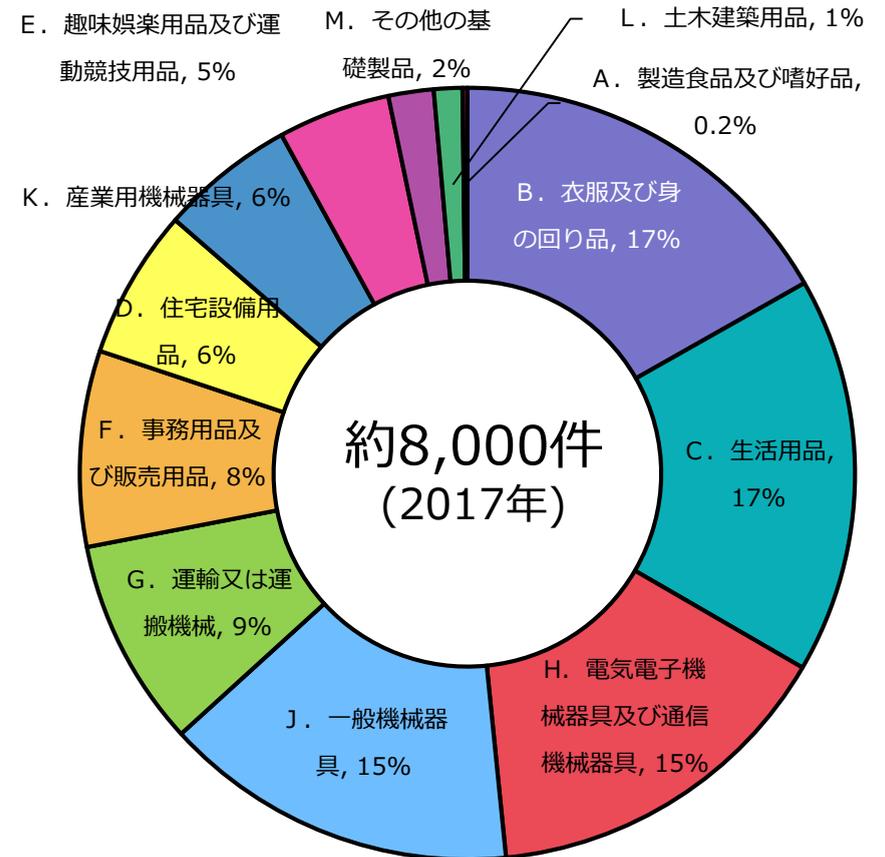
電子メール : ip-jh05@inpit.go.jp

意匠制度に関する情報

分類別意匠出願件数割合



日本国出願人

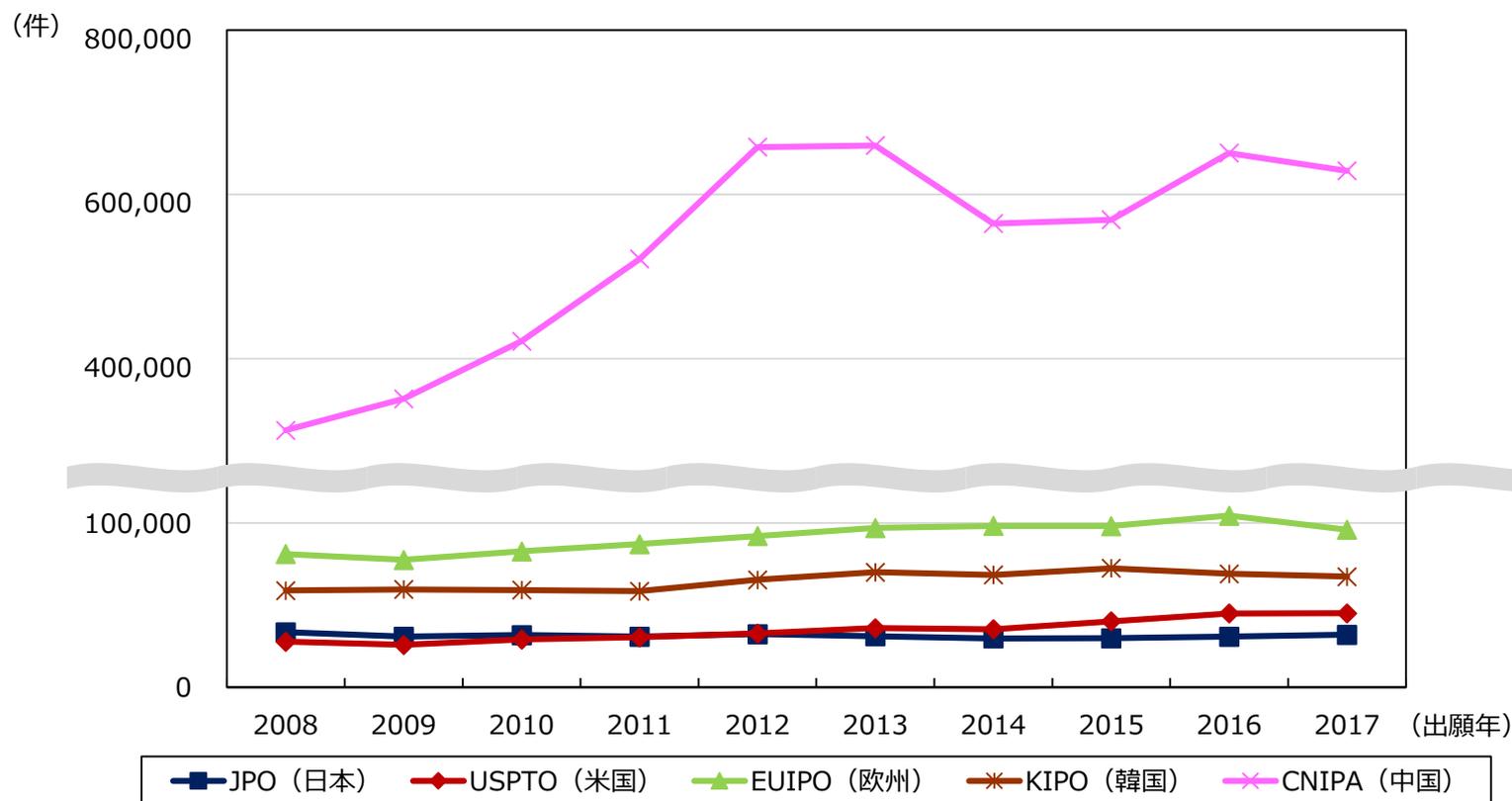


外国出願人

主要五庁の意匠出願動向

- 日米欧中韓はほぼ10万件未満で推移している一方、中国は2011年に50万件を超え、以降50～60万件台で推移。
- 2016年から2017年にかけて、日米は増加し、欧中韓は減少。

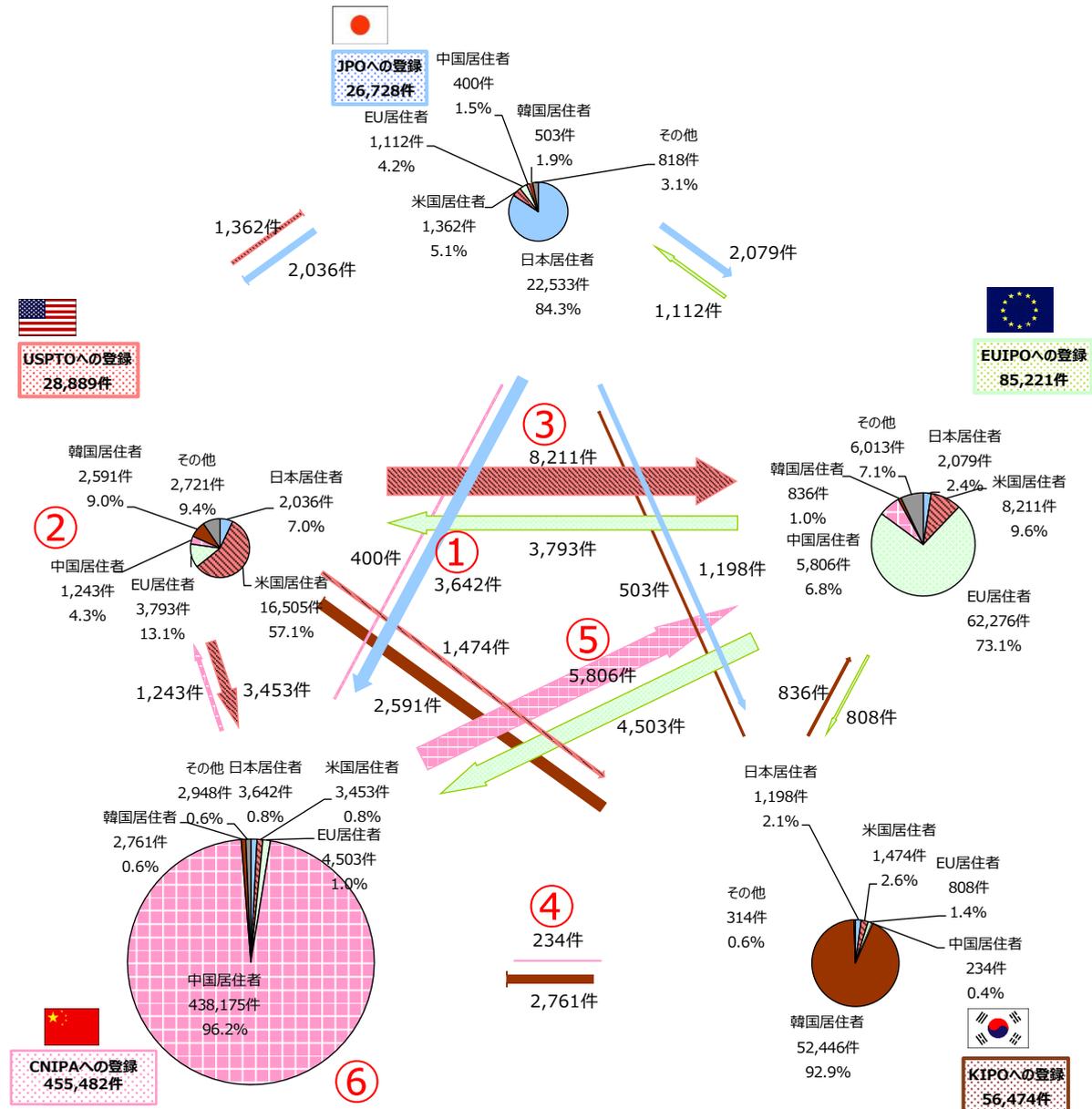
【主要五庁の意匠登録出願件数（意匠数）の推移（2008～2017年）】



出典：特許行政年次報告書2018年版
 (備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された登録数を示す。
 (資料) 日本 統計 資料編 第1章5。
 米国 2008～2016年：WIPO統計、2017年：USPTO提供資料（暫定値）
 欧州 2008～2016年：WIPO統計、2017年：EUIPO提供資料（暫定値）
 中国 2008～2016年：WIPO統計、2017年：SIPO提供資料（暫定値）
 韓国 2008～2016年：WIPO統計、2017年：KIPO提供資料（暫定値）

主要五庁間の意匠登録動向

- ① 日本居住者による他庁への意匠登録は中国（CNIPA）に対して3,642件と最も多い（次いで欧州（EUIPO）2,079件、米国（USPTO）2,036件、韓国（KIPO）1,198件）
- ② 他国居住者による意匠登録の割合が高いのは米国（USPTO）の42.9%。（次いで、欧州（EUIPO）の26.9%、日本（JPO）の15.7%。）
- ③ 他庁への意匠登録として、米国居住者による欧州（EUIPO）への意匠登録件数が8,211件と最も多い。
- ④ 他庁への意匠登録として、中国居住者による韓国（KIPO）への意匠登録件数が234件と最も少ない。
- ⑤ 中国居住者による他庁への意匠登録は欧州（EUIPO）が5,806件と最も多い。（欧州居住者による他庁への意匠登録において、中国（CNIPA）への意匠登録が4,503件と、最も多い）
- ⑥ 中国における意匠登録は本国居住者における登録の割合が96.2%と依然として高い。



新規性の判断（類否判断）

＜類否判断の原則＞

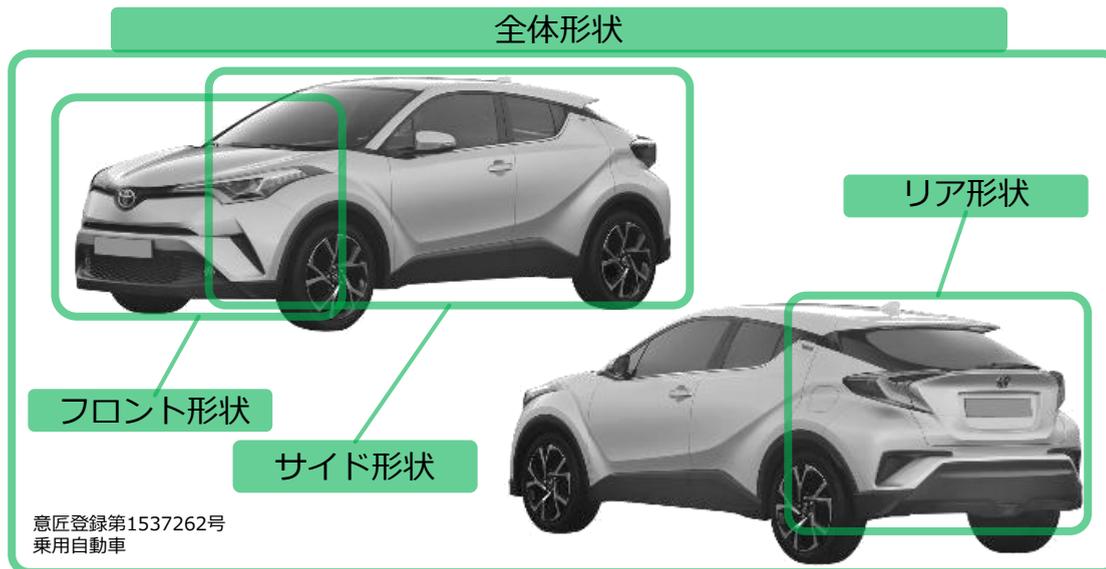
- ・判断主体は「**需要者**」（※）
- ・直接対比観察
- ・肉眼による全体観察
- ・先行意匠群との対比に基づく判断

※意匠法第24条（登録意匠の範囲等）

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、**需要者**の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

＜類否判断の手法＞

1. 意匠に係る物品の認定とその類否判断
2. 対比する両意匠の形態の認定
（共通点と差異点の認定）
3. 需要者の注意を惹く部分かどうかの認定と評価
4. 先行意匠の存在を前提とした意匠の評価
5. 意匠全体の最終的な類否判断



共通点及び差異点の評価のポイント

- ・ **見えやすい部分**は、相対的に影響が大きい
- ・ **ありふれた形態の部分**は、相対的に影響が小さい
- ・ **大きさの違い**は、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内であれば、ほとんど影響を与えない
- ・ **材質の違い**は、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない
- ・ **色彩のみの違い**は、形状の模様の差異に比してほとんど影響を与えない

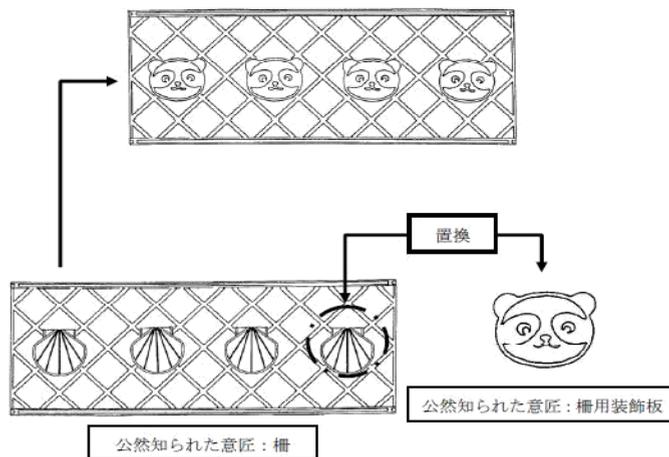
<判断主体>

- ・判断主体は「**当業者（その意匠の属する分野における通常の知識を有する者）**」
- ・「当業者」は、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠について、通常の知識を有する者。

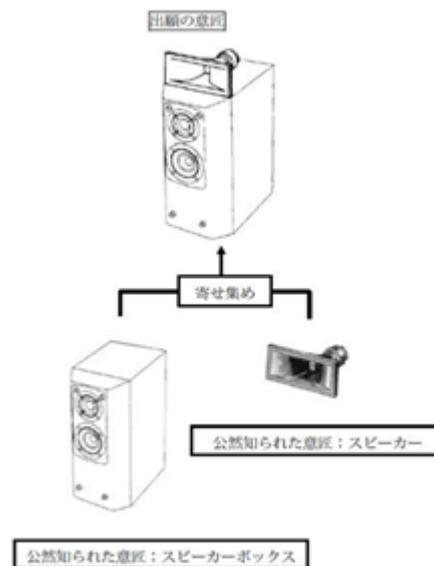
<判断における基本的な考え方>

- ・意匠の構成態様において、それらの基礎となる**構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法**である単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがされたにすぎないものであるか否かを判断。

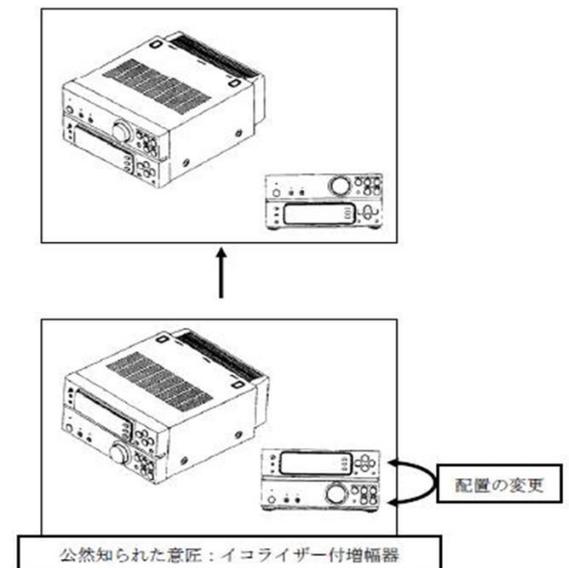
<創作容易と認められるものの例>



置換の意匠



寄せ集めの意匠



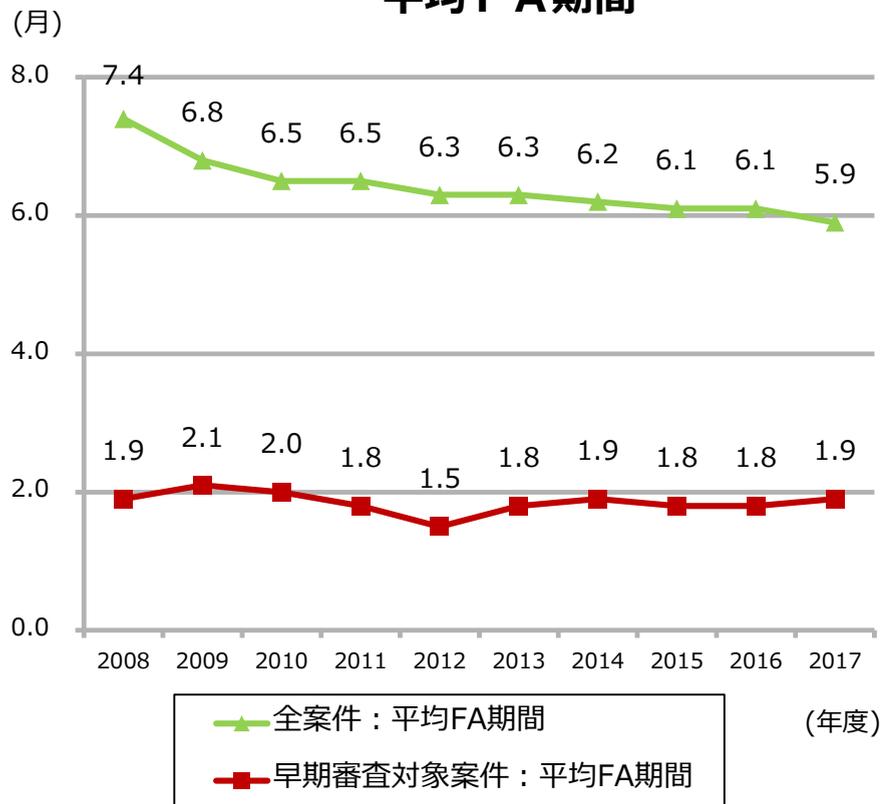
配置の変更による意匠

早期審査制度

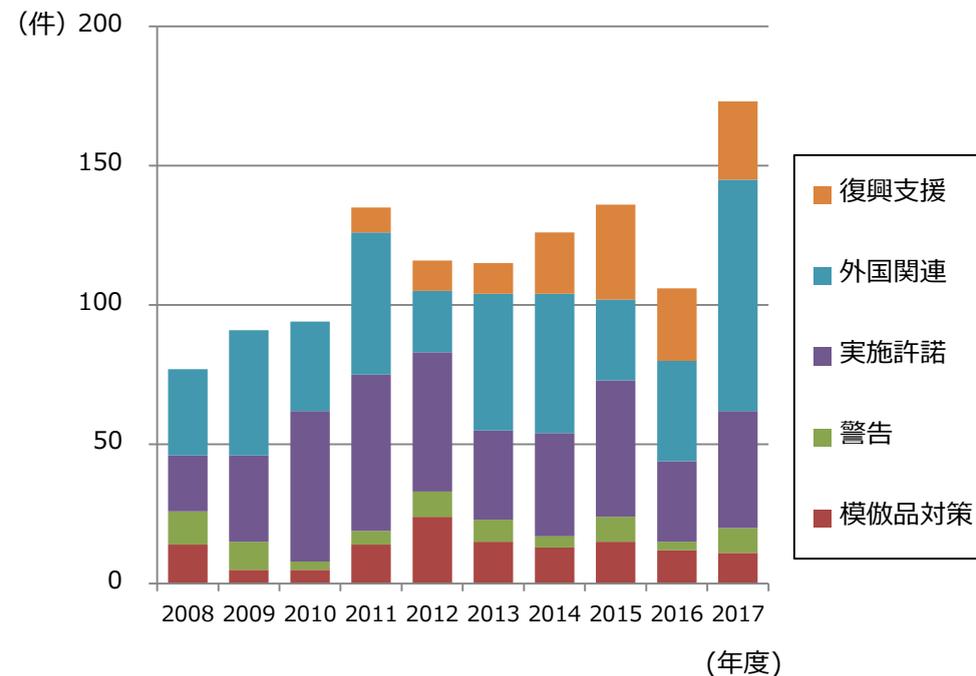
- 早期審査制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う制度。
- 早期審査の対象となった案件については、早期審査の申出から3.5か月以内、模倣品対策のための早期審査の場合は原則1か月以内に一次審査結果を通知。

<https://www.jpo.go.jp/seido/isho/tetuzuki/shinsa/souki/index.html>

平均 F A 期間



早期審査理由内訳 (選定のみ)



品質管理の取り組み

- 世界最高品質を目指すため、意匠審査の質の維持・向上のための基本原則となる「**意匠審査に関する品質ポリシー**」（以下「品質ポリシー」）を策定し、2014年8月に公表。
- 「品質ポリシー」に基づき、**PDCAサイクル**に沿った意匠審査の質の維持・向上を図る。
- **外部有識者によって構成される委員会**を新たに設置し、品質管理の実施状況、実施体制レビューを受ける。



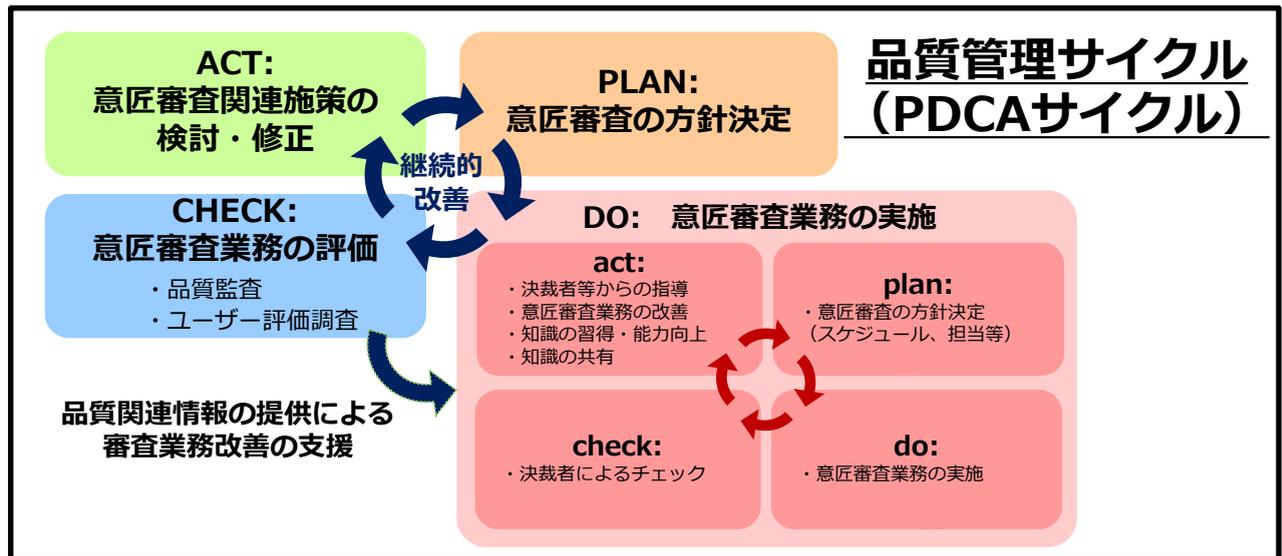
品質ポリシー（意匠審査）

- 強く・広く・役に立つ意匠権を設定します
- 幅広いニーズや期待に応えます
- 全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます
- 国際的な意匠審査の質の向上に貢献します
- 継続的に業務を改善します
- 職員の知識・能力を向上させます

審査品質管理 小委員会



意匠審査の品質管理の
実施体制、実施状況等
の客観的な評価

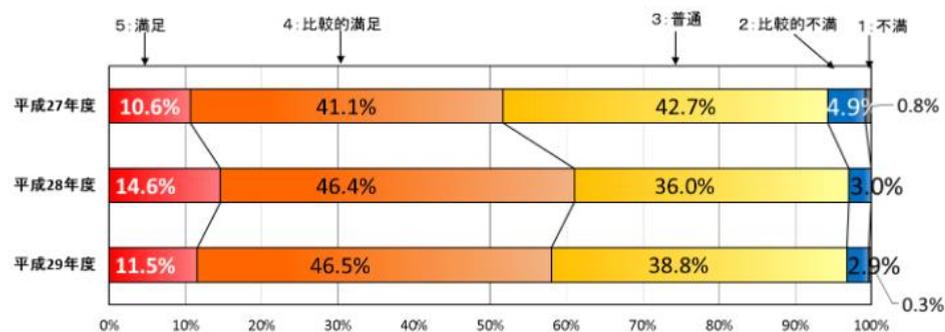


意匠審査の質に関するユーザー評価調査

- ユーザーによる意匠審査の質に関する評価の調査を平成27年度から実施。
- 意匠審査の質全般について、上位評価である「満足」と「比較的満足」の評価の割合は、58.0%。
- 個別の調査項目は、「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定に記載」、「判断の均質性」、「先行意匠調査」、「専門知識レベル」、「コミュニケーション」、「国際意匠登録出願」の7つ。
- 「コミュニケーション」については、他の評価項目と比して高評価。

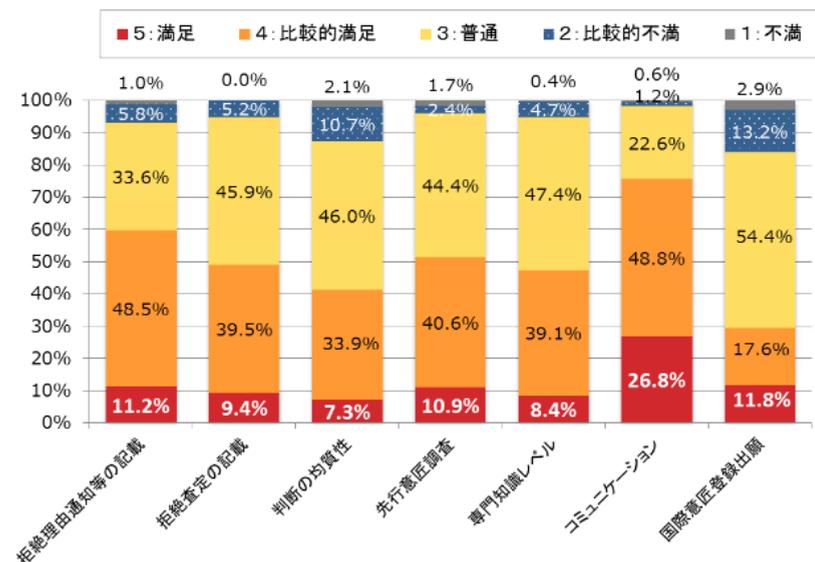
意匠審査の質全般に関する評価

(平成29年度ユーザー評価調査)



個別項目への評価の割合

(平成29年度ユーザー評価調査)



最新の全体報告書は、 https://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/chousa/h29_ishoshinsa_user.htm で入手可

面接審査

面接審査

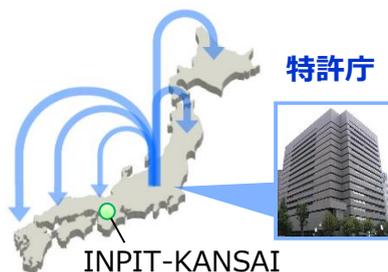
- 面接審査により、審査官と代理人等との間の意思疎通を円滑化。
- 特許庁庁舎内で行う面接審査に加え、全国各地に審査官が出張して行う「出張面接審査」、Web会議システムを利用して行う「テレビ面接審査」も実施。
- 代理人等から面接要請があった場合、審査官は原則、面接を受諾。

ユーザの声

- 他社製品との差異の重要性を審査官に伝えられた。
- 審査官の意図を把握しやすい。

出張面接審査

- 出願人の所在地付近に特許庁側が用意した会場にて面接を実施。
- 地方を拠点とする出願人に対しても、所在地付近での面接の機会を提供できるように、引き続き出張面接審査を積極的に行っていく予定。



テレビ面接審査

- 特許庁のテレビ会議システムを利用した面接を実施。
- 2013年4月にテレビ会議システムを刷新し、インターネット回線を利用したテレビ会議システムを導入。
- 出願人所有のPC等から、テレビ面接への参加が可能。



必要な機器：
パソコン、インターネット
(ADSL以上推奨)
ウェブカメラ
(カメラドライバが必要な場合があります)
ヘッドセット
(あるいはマイクとスピーカー)

- ※最大10拠点まで同時接続可能
- ※テレビ会議に参加できるIPアドレスを制限することで、より強固なセキュリティ環境を確保

巡回特許庁

- 2018年度より、特許に加え、意匠も「巡回特許庁」を開始(全国10都市)。
- 各都市での開催期間中は、特許庁の審査官が開催地域に出張して面接する「出張面接」を集中的に実施(要請に基づく)。

知財に関するセミナーを実施！
【解決！】地域×知財に関する情報アクセス

面接審査を集中的に実施！
【解決！】審査官とのコミュニケーション手法

地 域

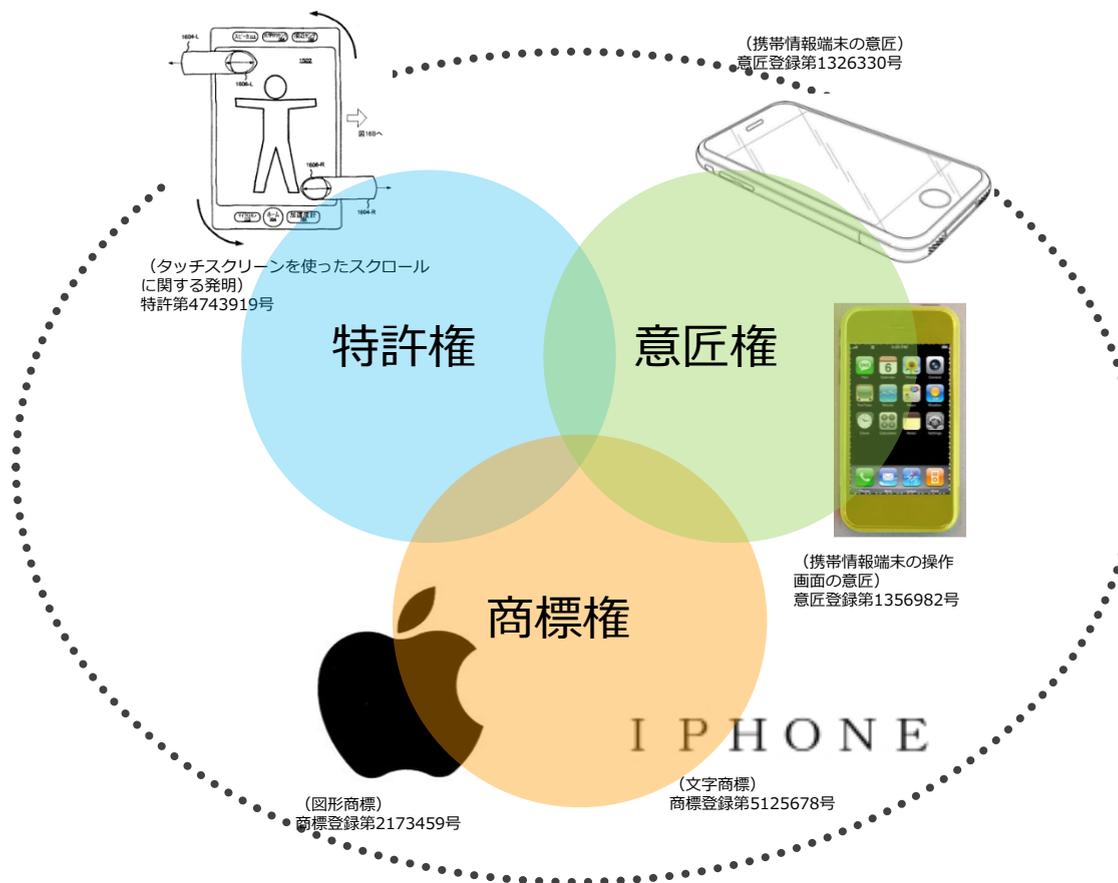


- ✓ 出願人の所在地付近で面接を実施。
- ✓ 工場見学や実施品を直接確認することで、企業等からの説明がより効果的に。

知財の複合的保護

- グローバル競争において、従来の技術優位の競争から、デザイン・ブランドによる差別化の重要性が高まっている。
- 権利保護においても、特許に加えて、付加価値や差別化の源泉となるデザインやブランドの要素を意匠権や商標権を活用して複合的に保護することが、ますます重要になってきている。

<知財の複合的保護イメージ>



新たなビジネス展開に際して、知財権ミックスによる保護・活用が有効となる事例

■ 電気自動車

○ 車両本体（新技術）

→ 特許権

○ 車両デザイン（電気自動車はデザインの自由度が高く差別化のツールとして役割が拡大）

→ 意匠権

○ 起動音（他社との差別化を図る手段として起動音の役割は重要）

→ 商標権

特許権と意匠権のコラボレーション戦略

根幹技術の特許権で保護し、デザイン上の特徴やバリエーションを意匠権で保護。

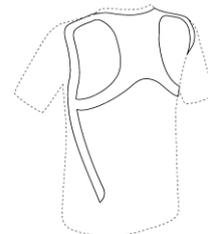


CW-X (実施品)
(写真：株式会社ワコールより提供)

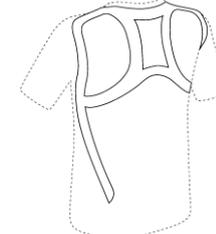


意匠登録第1324024号(本意匠)
【部分意匠】

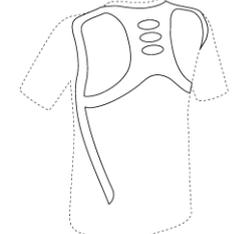
関連
意匠



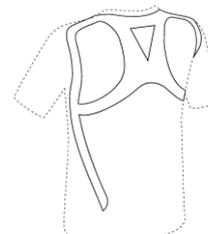
意匠登録第1324094号
【部分意匠】



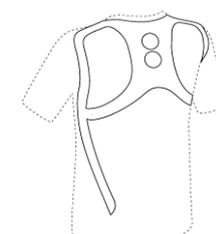
意匠登録第1324100号
【部分意匠】



意匠登録第1324102号
【部分意匠】



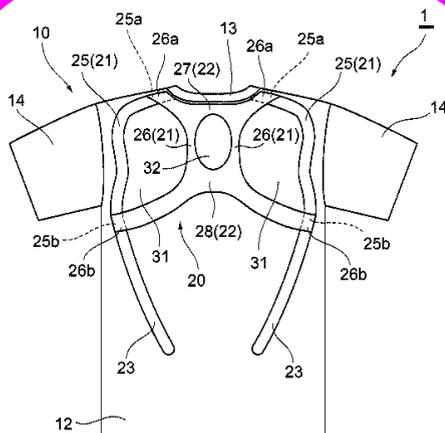
意匠登録第1324095号
【部分意匠】



意匠登録第1324101号
【部分意匠】



意匠登録第1324103号
【部分意匠】



特許第4061336号
【発明の名称】運動用衣類

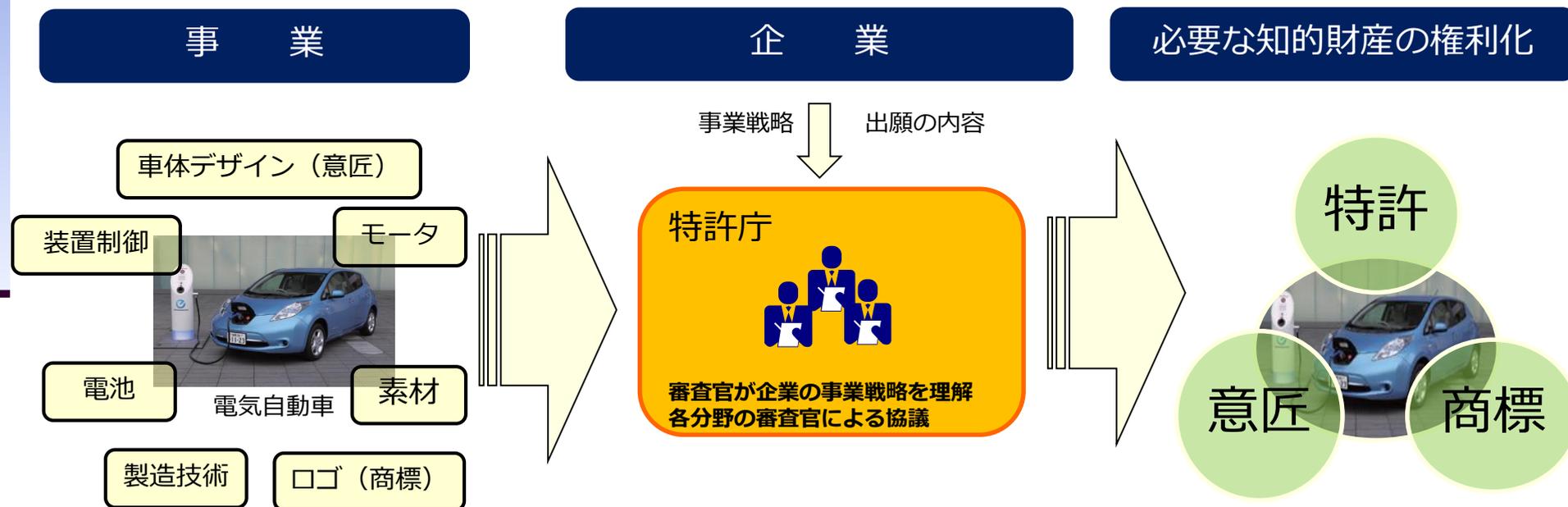
- ひとつの商品について、特許、意匠の制度を活用し、重疊的に保護。
- 部分意匠・関連意匠の制度を駆使して、（点でなく）“面”で保護。
- 機能性を有さないものに対しては、意匠権を活用。

(出典) 「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集-2」より特許庁作成

事業戦略対応まとめ審査

- 企業のグローバル化や事業形態の多様化にともない、各企業の事業戦略を支援するためには、その事業戦略に関連する網羅的な知的財産(**特許・意匠・商標**)をタイムリーに権利化することが重要。
- 新事業や国際展開を見据えた事業に必要な知的財産網を形成するために、各分野の審査官が連携しながら、分野横断的に事業展開のタイミングに合わせて、審査・権利化を行う「事業戦略対応まとめ審査」を、2013年4月より開始。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/matome_sinsa.htm



意匠審査における取組

審査スケジュールの公表・遵守

審査スケジュール（右表）を公表・遵守。
四半期ごとに見直しをして更新。

分類号	Dマーク記号	意匠分類 主な物品	審査対象出願年月												審査時期(月・週)								
			H30				H31				H32				上半期		下半期						
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7					
A0	0	A1に属さないその他の製造物品及び嗜好品																9.1	~	9.4	10.1	~	10.4
A1	ALL	製造物品及び嗜好品																9.1	~	9.4	10.1	~	10.4
B0	ALL	その他の衣服及びその付属品																5.1	~	5.4	11.1	~	11.4
B1	000 ~ 116	その他の衣服、エプロン、蓑、ワイシャツ、ジャンパー等																5.1	~	5.4	11.1	~	11.4
	120 ~ 12	スボン、スカート、つなぎ服等																9.1	~	9.4	12.1	~	12.4
	20 ~ 2900	靴履、部履、着せ																9.1	~	9.4	12.1	~	12.4
	40 ~ 420	バジマエ等																9.1	~	9.4	12.1	~	12.4
	5 ~ 80	漁具等、プラジャー等																9.1	~	9.4	12.1	~	12.4
	600 ~ 64	アンダーウェア、履物等																5.1	~	5.4	11.1	~	11.4
	650 ~ 670	カスタムパーツ等																9.1	~	9.4	12.1	~	12.4

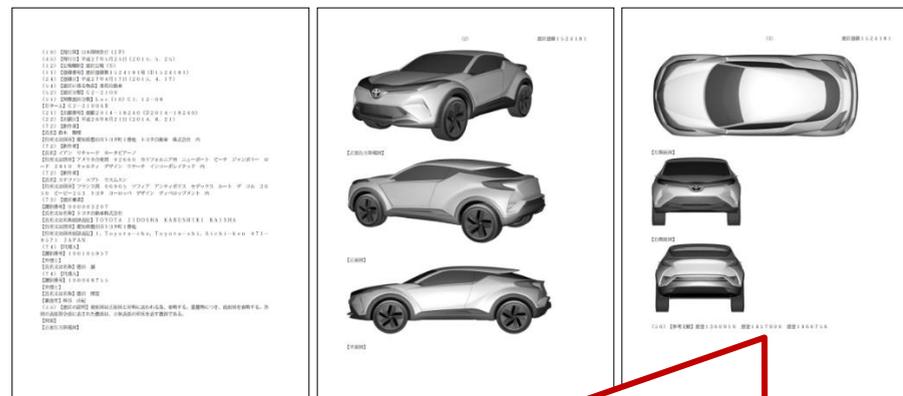
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/ishoto.htm

拒絶理由通知への判断理由付記

特に、「引用例を添付する拒絶理由通知書」（意匠法3条、9条1項）、「他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知」（意匠法9条2項、10条1項）については、出願意匠の特徴点や引用例又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載し、審査官による類否判断の内容を明確化。

意匠公報への参考文献情報掲載

登録査定を行う際には、審査において特に考慮した参考文献を確実に公報掲載することにより、登録意匠の類似範囲の明確化に資する情報を提供。



(56) 【参考文献】意登1360916 意登1457906 意登1466756

登録査定時にサーチ関連情報の通知

2016年4月11日以降に起案を行う登録査定について、登録査定と同時に、審査官のサーチ関連情報も出願人に通知。

特許庁HPでの情報提供



【特許庁HP】

<https://www.jpo.go.jp/indexj.htm>



「意匠」に関する情報はこちらから

基準・便覧・ガイドライン

- 「意匠」 → 「基準・便覧・ガイドライン」 → 「審査」

主な項目：

- 意匠審査基準
- 意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き
- 画像意匠登録事例集
- 意匠登録出願等の手続のガイドライン

日本意匠分類情報

- 「意匠」 → 「意匠分類」 → 「日本意匠分類関連情報」

主な項目：

- 日本意匠分類
- 国際意匠分類（ロカルノ分類）

意匠審査スケジュール

- 「意匠」 → 「審査」 → 「審査の着手状況について」

分類記号	Dチーム記号	主な物品	審査対象となる年月												審査の着手状況				
			昭和						平成						上半期	下半期			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	10	11			
A0	0	4.1に属さないその他の製造食品及び嗜好品																9.1 ~ 9.4	3.1 ~ 3.4
A1	ALL	製造食品及び嗜好品																9.1 ~ 9.4	3.1 ~ 3.4
B0	ALL	その他の衣類及び身の回り品																5.1 ~ 5.4	11 ~ 11.4
B1	000 ~ 116	その他の衣類、エプロン、蓑、フイシヤク、ジャンパー等																5.1 ~ 5.4	11 ~ 11.4
	120 ~ 13	ズボン、スカート、つなぎ服等																6.1 ~ 9.4	12 ~ 3.4
	20 ~ 290/0	靴履、手袋、傘等																6.1 ~ 9.4	12 ~ 3.4
	40	パルメツ																6.1 ~ 9.4	11 ~ 11.4

その他のお役立ち情報

- 「意匠」 → 「よくある質問」

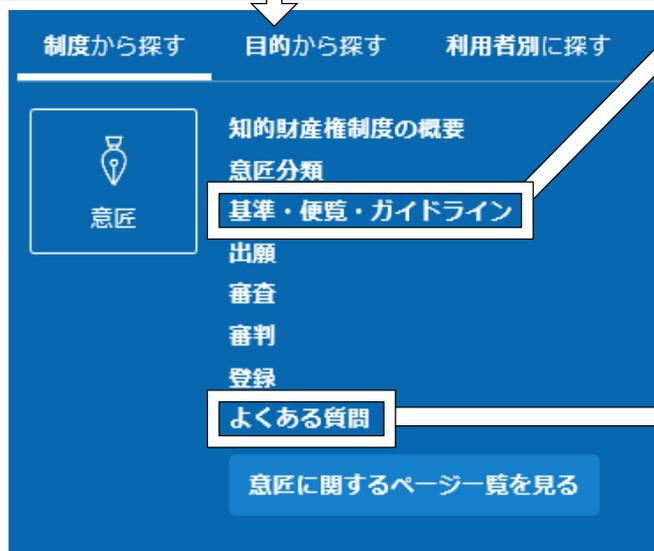
主な項目：

- 意匠登録出願書類の図面の記入例
- 「部分意匠」に関するQ&A

意匠審査基準等、よくある質問について

特許庁HPをご参照ください

<https://www.jpo.go.jp/indexj.htm>



◆「意匠」 → 「基準・便覧・ガイドライン」 → 「審査」

- 意匠審査基準
- 意匠審査基準英語版（仮訳）
- 意匠法施行規則別表第一・別表第二
- 意匠法施行規則別表第一・別表第二（仮訳）
- 意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引きの改訂について
- 意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き
- 意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き（仮訳）
- 画像意匠登録事例集
- 部分意匠の関連意匠登録事例集
- 意匠審査便覧
- 意匠登録出願等の手続のガイドライン
- 面接ガイドライン【意匠審査編】
- 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について

◆「意匠」 → 「よくある質問」

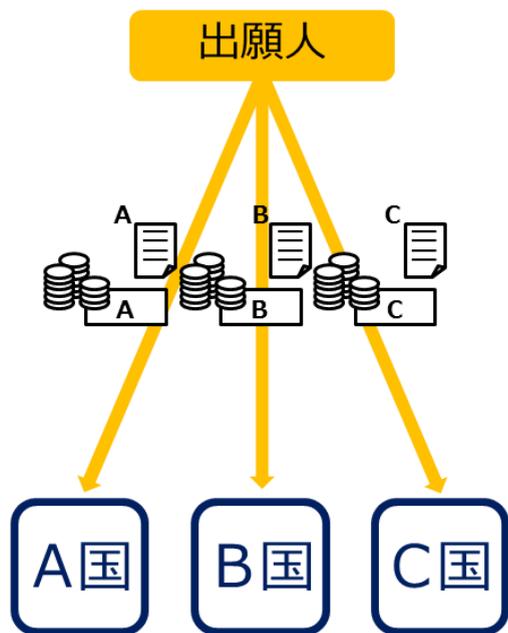
- 意匠登録出願書類の意匠登録願の記入例を見せてください（外部サイトリンク）
- 意匠に関する申請書類について教えてください（外部サイトリンク）
- 意匠登録出願書類の図面の記入例についてを見せてください（外部サイトリンク）
- 「見本」、「ひな形」に関するQ&A
- 協議指令に応答する手続書類についてのQ&A
- 平成18年改正意匠法の運用に関するよくある質問
- 「部分意匠」に関するQ&A
- 国際意匠登録出願の拒絶の通報への対応について（よくある質問）
- 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく
意匠の国際登録制度に関する情報

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく 意匠の国際登録制度

- 2015年5月13日以降、我が国でハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度が利用可能に。
- WIPOへの1つの出願で、複数国に同時に出願した場合と同様の効果が得られるため、各官庁への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることが可能。
- ハーグ協定には、米国、韓国、EU、フランス、ドイツ、スイス、ロシア、英国等、60の国・政府間機関等が加入（加入予定を含む。平成30年10月現在）。

<外国特許庁への直接出願>



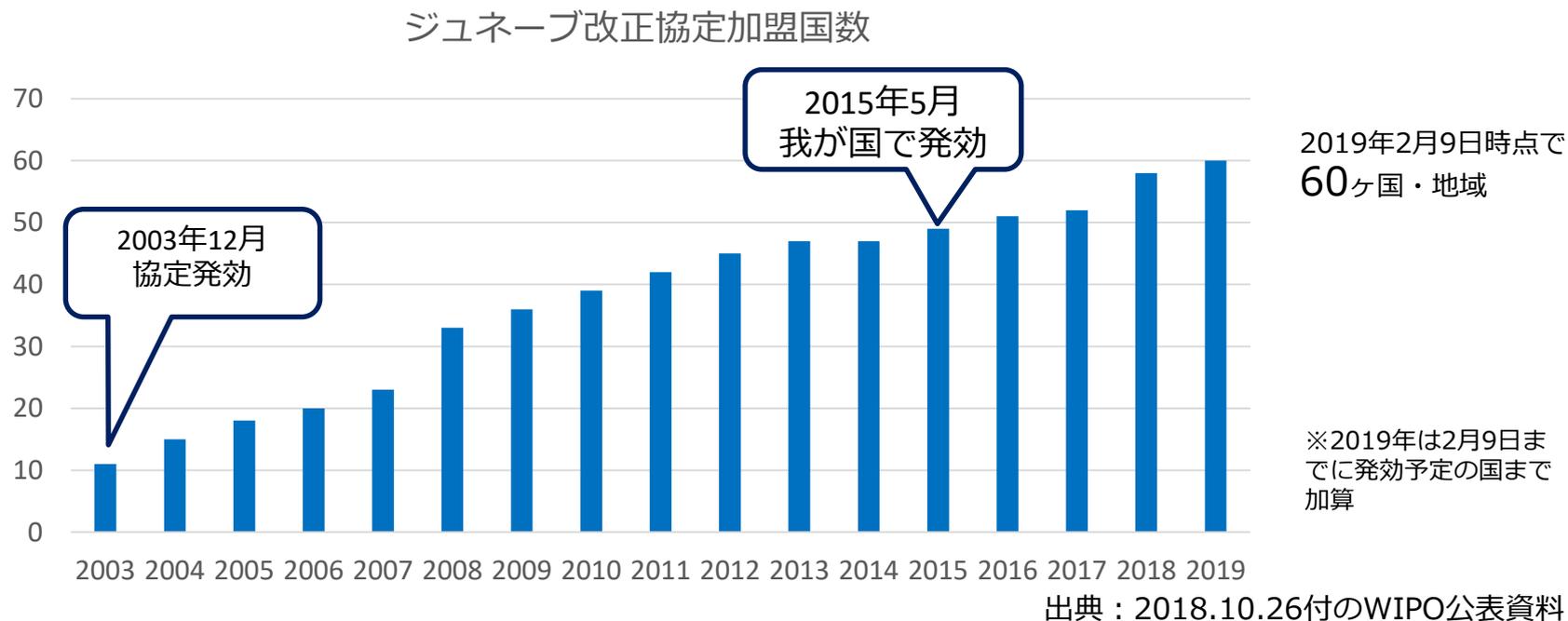
- 各国で現地代理人を選任する必要あり
- 各国指定の言語・様式・通貨で出願

<ハーグ協定に基づく国際出願>



- 出願時に意匠権を取得したい締約国を指定
- 言語は英語・仏語・スペイン語から選択
- 通貨はスイスフラン
- 代理人の選任は任意（出願時）

ジュネーブ改正協定加盟国の増加



2018年以降の加盟国（発効予定を含む）

2019.2.9 Belize
2019.1.26 San Marino
2018.12.18 Netherlands*
2018.12.18 Luxembourg*
2018.12.18 Belgium*
2018.11.5 Canada
2018.6.13 United Kingdom
2018.2.28 Russian Federation

* ベルギー、ルクセンブルグ、オランダはハーグ協定の出願上一つの国とみなされる

E-filingの主なメリット・便利機能

- [入力項目のチェック機能](#)
公表延期の制限などの指定国に関する注意喚起
- [公表手数料低減](#)
複製物（図、写真）が多数の場合の第2ページ以降の公表手数料が不要
- [作成途中の願書の保存](#)
作業の中断、再開が可能
- [送付済み願書情報の利用、願書の作成中の保存](#)
自分の出願履歴から出願人名称、住所などの書誌情報を流用可能
- [料金自動計算機能](#)
- [料金のクレジットカード払い可能](#)

The screenshot shows the 'E-HAGUE' web interface. At the top, there are navigation tabs: 'New', 'Filed application(s)', 'Draft(s) [2]', 'E-filing communication', and 'E-filing tutorial'. Below the tabs, there are three radio button options for creating a new application: 'New application' (selected), 'New application using data from a filed application', and 'New application from a draft'. A 'Warning' section follows, containing two paragraphs of text regarding legal requirements for filing designs in the United States and the Russian Federation. A 'Confirm' button is located at the bottom right of the form.

※ このE-filingシステムについては、WIPO日本事務所が、日本語でのユーザーサポートを行っています。

【WIPO日本事務所】

電話： 03-5532-5030

E-mail： japan.office@wipo.int

➤ FAQ（よくある質問とその回答）が特許庁HPに掲載されています！

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に関するQ&A

https://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/hague_geneva_qanda.htm



サイト内検索

Google™ カスタム検索

検索

用語解説

マイページ

ホーム

お知らせ

制度・手続

施策・支援
情報

資料・統計

特許庁に
ついて

お問い合わせ
Q&A

ホーム > 制度・手続 > 国際出願 > 【意匠の国際出願】ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願に関して > よくある質問 > ハーグ協定のジュネーブ改正協定に関するQ&A

制度・手続

+ はじめての方へ～私たちの身の
回りのアイデア、デザインなど
～

+ 特許

+ 実用新案

+ 意匠

+ 商標

+ 審判

- 国際出願

▶ [特許協力条約\(PCT\)に基づく国際出願に関して](#)

▶ [【商標の国際出願】マドリッド協](#)

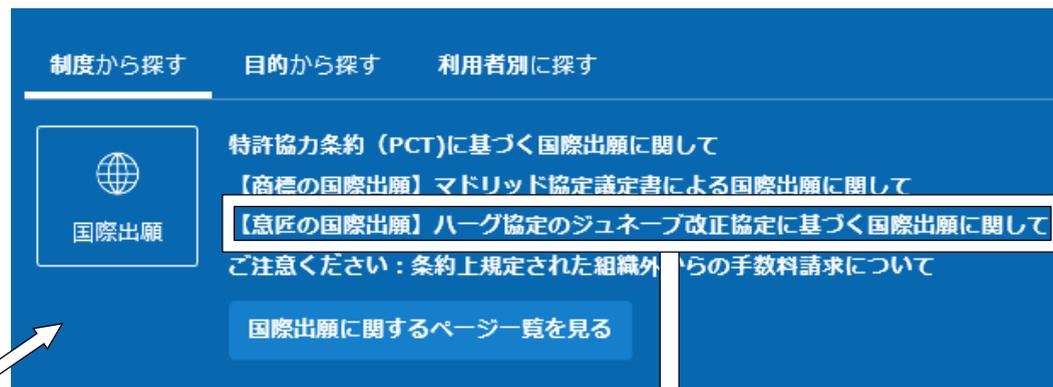
ハーグ協定のジュネーブ改正協定に関するQ&A

1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定の制度等に関する質問

- [1-1 ハーグ協定とはどのような制度ですか。この制度を利用すれば海外で広く意匠権を取得することができますか。](#)
- [1-2 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の制度を利用する国際出願は、個別に海外へ直接出願する場合と比べどのようなメリットがありますか。](#)
- [1-3 ハーグ協定の加盟国を教えてください。](#)
- [1-4 国際意匠の存続期間は何年ですか。](#)
- [1-5 国際出願に使用できる言語は何語ですか。](#)
- [1-6 国際出願に含まれる意匠の分類は何分類を使用しますか。](#)
- [1-7 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の制度を利用するには、商標のマドリッド制度のように基礎出願や基礎登録は必要ですか。また、事後指定はできますか。](#)

意匠の国際登録制度について

<https://www.jpo.go.jp/indexj.htm>



◆ 【意匠の国際出願】ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願に関して

- ・ 新着情報
- ・ 締約国一覧
- ・ 制度概要
- ・ 手続
- ・ 願書等様式
- ・ 手数料
- ・ WIPOが提供するオンラインツール
- ・ 締約国の情報
- ・ WIPOからのお知らせ
- ・ ハーグ協定のジュネーブ改正協定及び関係規則
- ・ 関係法令・基準等
- ・ よくある質問
- ・ 国際意匠登録出願に係る国際登録番号と出願番号対応一覧の掲載

特許庁全体の業務改善に係る取組

「デザイン経営プロジェクトチーム」の設置

- 平成30年8月9日、特許庁は、ユーザー目線で行政サービスを刷新し、幅広い利用者にとっての利便性向上に努めると同時に、これからの世界において競争力の源泉となる知的財産の強化を支えるべく、「**デザイン統括責任者（CDO）**」及び、その下に「**デザイン経営プロジェクトチーム**」を設置。

1. デザイン統括責任者の設置

特許庁におけるデザインを活用した政策の企画立案や行政サービスの質の向上、知財強化に関わる政策の実践等、特許庁のデザイン経営を統括する役職として、デザイン統括責任者（以下、CDO）を設置。

2. デザイン経営プロジェクトチームの設置

特許庁においてデザインを活用した施策の検討を行う実行組織として、デザイン経営プロジェクトチームを、CDOの下に設置。プロジェクトチームでは、ユーザーと特許庁との接点を改善するための施策の検討などを通じて、デザイン経営を実践。また、特許庁職員への研修を通じて、組織全体へのデザイン経営の浸透を推進。

3. 現状

まずは、広報や知的財産権を使ったことのないユーザーのニーズ把握等から、デザイン経営をスタート。

諸外国／主要国の意匠制度概要

五庁意匠制度・統計比較表 1

(意匠課調べ)

	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	韓国 (KIPO)	中国 (CNIPA)	欧州 (EUIPO)
実体審査	有	有	有 (一部無審査)	無	無
保護期間	登録から20年	登録から15年	出願から20年	出願から10年 (15年へ検討中)	出願から5年、4 回更新可(最長25 年)
グレースピリオド	出願日前12月。出願 から30日以内に証明 書を提出。	出願日前12月。出願 時に証明書の提出は 不要。	出願日前12月。出願か ら30日以内に証明書を 提出→拒絶理由通知時や、 無効審判時等でも可。	出願日前又は優先 日前6月。出願から 2月以内に証明書を 提出。	出願日前又は優先 日前12月。出願 時に証明書の提出 は不要。
保護対象 (画像)	物品の操作用の画像 を物品の部分として 保護。ビジネスソフ トの画像、電子計算 機に表示される画像 は保護対象外。	表示機に表示される 画像。(表示機の種 類は問われない)	物品の部分として保護。 (物品の表示画面上に一 時的にでも具現化される ものであればよい。)	画像は保護対象外 →「専利審査指 南」改正によりGUI が保護対象へ (2014.5.1)	画像自体、アイコ ン自体として登録 可能。
一出願に含め ることができる 意匠の数。	一意匠。	同一の発明に属する 複数の実施態様を記 載可能。	同一物品20意匠(無審査 分野のみ)→一律同一口 カルノクラス内100意匠 まで	同一製品の類似す る意匠を10意匠ま で含めることが可 能。	同一口カルノクラ ス内の複数の意匠。 (上限なし)
図面提出要件 (立体的な意 匠の場合)	原則正投影図法によ る6面図。その他、必 要に応じ斜視図、断 面図、端面図、展開 図など。	クレームした意匠を 表現するのに十分な 数の図の提出が必要。	デザインの創作内容と全 体的な形態を明確に表現 する1図以上の図面。	物品の設計要点が6 つの面に係わって いる場合には、6つ の正投影図が必要。	7図以下であれば、 図の種類、数は出 願人の任意。

五庁意匠制度・統計比較表 2

(意匠課調べ)

	日本 (JPO)	米国 (USPTO)	韓国 (KIPO)	中国 (CNIPA)	欧州 (EUIPO)
実体審査	有	有	有 (一部無)	無	無
出願件数(意匠数) [2017年]	31,961件	45,027件	67,374件	628,658件	95,946件
日本人による出願件数 [2017年]	24,432件	2,404件	1,495件	3,756件	2,518件
日本への出願件数 [2017年]	—	2,072件	583件	815件	2,835件 (EU加盟国の合計)
ハーグ協定ジュネーブ改正協定	加盟済 (2015年5月)	加盟済 (2015年5月)	加盟済 (2014年7月)	未加盟 検討中	加盟済 (2008年)
ロカルノ協定	加盟済 (2014年9月)	未加盟	加盟済	加盟済	EUとしては未加盟 (条約加盟できない)